

令和 4 年 6 月 9 日 (木曜日)

令和 4 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 3 日目)

令和4年度南三陸町議会 6月会議会議録第3号

令和4年6月9日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊 藤 俊 君	2番	阿 部 司 君
3番	高 橋 尚 勝 君	4番	須 藤 清 孝 君
5番	佐 藤 雄 一 君	6番	後 藤 伸太郎 君
7番	佐 藤 正 明 君	8番	及 川 幸 子 君
9番	村 岡 賢 一 君	10番	今 野 雄 紀 君
11番	三 浦 清 人 君	12番	菅 原 辰 雄 君
13番	星 喜美男 君		

出席議員（13名）

1番	伊 藤 俊 君	2番	阿 部 司 君
3番	高 橋 尚 勝 君	4番	須 藤 清 孝 君
5番	佐 藤 雄 一 君	6番	後 藤 伸太郎 君
7番	佐 藤 正 明 君	8番	及 川 幸 子 君
9番	村 岡 賢 一 君	10番	今 野 雄 紀 君
11番	三 浦 清 人 君	12番	菅 原 辰 雄 君
13番	星 喜美男 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐 藤 仁 君
副 町	長	最 知 明 広 君
総 務 課	長	及 川 明 君
企 画 課	長	佐 藤 宏 明 君

企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
行政管理課長	岩淵武久君
町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	高橋晶子君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	菅原義明君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	三浦勝美君
南三陸病院事務部事務長	後藤正博君

教育委員会部局

教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博
主事	山内舞祐

議事日程 第3号

令和4年6月9日（木曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

6月会議3日目でございます。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告8番伊藤俊君。質問件名、1、災害リスクヘッジの向上について。2、南三陸ならではの観光振興・観光施策促進について。以上、2件について、伊藤俊君の登壇、発言を許します。1番伊藤俊君。

〔1番 伊藤 俊君 登壇〕

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、登壇の上、1番伊藤俊の一般質問を行います。

まず、今回の2件の質問について趣旨を共有させていただきたいんですが、新型コロナウィルスの感染症の拡大はまだまだ収まることもなく、そして、さらに環境の変化というのは、よい方向に行っているかというと、そうでもないような感じも受けております。特に、遠い国での戦争も起きており、円安の進行ですとか、生活を直撃するコスト、物価高騰も心配するような状況があります。

その中で、しっかりと町民の皆様の福祉向上を図っていくためには、検討から実践へ、要望は形へという、町政の復興から次のフェーズに行くための重要な局面ということも考えております。

今定例会の一般質問では、3月に、私自身、産業基盤の強化について質問させていただきま

したが、今回は、特に深刻なダメージを受けている基幹産業の一つ、観光業における課題解決の方向性、そして今後を見据えた観光活性化の取組を形にしていくための議論をできればと思います。

そしてもう一つは、5月10日に、県から新しい津波浸水の想定が発表されました。地域住民の皆様には丁寧な説明がやはり求められます。災害はあらゆる想定が必要であり、最悪の想定を基に計画や予防策を講じることを必要としております。このことを大切にしながら、ほかの施策も促進していくよう、今回の質問をいたします。

それでは、壇上からまず1件目の質問でございます。テーマは、災害リスクヘッジの向上についてでございます。質問相手は町長でございます。

防災・減災は住民の安心・安全を守るまちづくりの根幹であり、行政と住民が一体となって取り組むものであるが、現状の課題抽出から今後どのように改善、促進を図っていくか、伺うものであります。

1、当町における災害対策の策定において、住民または住民組織の声を調査しているか、また、さらに調査を基に改善策の構築や取組がなされているか、伺います。

2、5月10日に宮城県より発表された新しい津波浸水想定により津波浸水予想域が拡大しているが、従来の対策に加えてどのような対策を行っていくか、伺います。

3、当町における「事前復興計画」の策定、BCP及びFCPの推進などが図られているか、伺います。

以上、登壇よりの質問でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、伊藤議員の1件目の御質問、災害リスクヘッジの向上についてお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、1点目、当町における防災対策については、南三陸町地域防災計画に基づき、災害事象に応じた防災対策を実施しているところであります。

地域防災計画を見直す際には、防災会議に諮り見直し修正を行いますが、防災会議の委員には、行政機関や防災関係機関、公共機関のほか、地域の自主防災組織の代表を任命をしております。したがいまして、地域の意見を吸い上げができる体制となっております。

また、土砂災害警戒区域等の指定を受けた地域においては、住民説明会を開催し、地域住民の意見を聞きながら、土砂災害防止法に基づく避難経路、避難場所といった警戒避難体制を

決定をしているところであります。

災害対策につきましては、地形や道路といった地域の環境によって対応が異なることは当然でありますので、今後も、地域の声を聞きながら災害対策の構築に努めていきたいというふうに思っております。

2点目の御質問であります。先月の10日、宮城県が公表した津波浸水想定における本町の影響は、公表された津波浸水想定では詳細が不明であるため、現在精査をしているところであります。

今後の対策といたしましては、全町民を対象とした住民説明会を開催した後、東日本大震災の津波浸水範囲と比較して拡大した想定範囲を精査した結果を基に、特に影響のある地区を対象に個別に住民説明会を開催して、この津波浸水想定を行った趣旨であります、何としても人命を守るということを最重要テーマとして、津波災害に対する意識の向上、特に避難の徹底に対する周知を図ってまいりたいと思います。

最後に、3点目の御質問ですが、事前復興計画ではございませんが、令和2年3月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害に備えて、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、南三陸町国土強靱化地域計画を策定をしているところであります。

次に、B C P、業務継続計画については、昨年11月に、大規模災害時に町が実施しなければならない業務を、限られた人員、資機材等を効果的、効率的に投入し、最低限の行政サービスを維持、継続しつつ、可能な限り早期に通常業務に復旧することを目的として策定をしたところであります。

今後は、府内の組織や業務、システム等の変更が生じた場合など、状況に応じて見直し、修正を行い、実効性の高い業務継続計画の確立を図っていきたいというふうに思います。

F C P、家族継続計画については、地域防災計画に掲げる減災を基本方針として、自助、共助、公助が適切に役割分担される防災協働社会の実現に向けて、防災意識の向上を図ってまいりました。

具体には、毎月11日の安全・安心の日に合わせて、防災行政無線、メール配信などで、緊急時連絡先、避難場所、備蓄品といった、災害時に対する備えを家族や事業所で確認しましょうといった内容を発信をしておりまして、今後も継続して防災意識の向上と知識の復旧を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、答弁いただきましたので、1件目の説明についてさらに細部を伺ってまいりたいと思います。

今回のテーマは、リスクヘッジという言葉、ちょっと横文字を使っておりますが、単純に危険を予測して対策を取ること、そしてその危険性を減らすこと、防御策と言えますので、どちらかといえば来る前の対策を来た後のことまで考えるというのが、リスクヘッジの意味合いとも思います。

そこで、まず考えていくに当たり、この災害対策を講じるときに、やはり法的な根拠、それから基準となるものは災害対策基本法が基になるという認識でよいか、さらに付随する関係法令があるか、まずはそこからお尋ねしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 基本となりますのは災害対策基本法でございます。それには間違はないと思います。町の防災会議等においても、その基準に基づいて防災会議を設置しているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 災害対策基本法、それぞれかなり長い条文になっておりますが、基本的には市町村で必要な体制を確立し、それから責任の所在をまず明確にすること、それから地域防災計画の作成、災害予防、災害応急対策等々、あとは財政金融措置、必要な災害対策の基本を定めるとあります。

そしてやはり、自助、共助をしっかりと上げていくためにも、市町村の責務というのはもちろんありますが、第7条に住民の責務も定められておりますので、昨日の道路関係の一般質問でもありましたが、やはり住民の意識の向上というのはしっかりと上げていかなければなというのが、このリスクヘッジを上げる意味でも大事な部分と考えております。

そこでなんですが、一番最初にお聞きしたかったのが、12月の一般質問において、総務課長のほうから、当町は自主防災組織の組織率が70%を超える非常に高いものという御回答をいたしました。組織率は高いのですが、ただその中身、内容ですね。例えば構成メンバーの年齢層であったりとか、男女比、それから実質どれぐらい稼働されているかというのは、ちょっとなかなか把握するのは大変かもしれません、そういうった把握というのは進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） それぞれ細かい数値的な分析等は実際は測定はしてございません。

ただ、言い換えればですが、行政区そのものが主体的になっているということを踏まえますと、町の全体の男女比であるとか、そういったものが、当てはめた数字に結果的にはなるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 自主防災組織について、それから行政区についても、かねてより、これは何も防災の話だけじゃないんですが、高齢化もあり、そして担い手の育成、確保も急務ということは伺っております。

その点について再度お聞きしますが、年齢層が上がっていく対策ですとか、担い手の確保、もう一度ちょっとお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 年齢層が上がっていくことについて、対策と言われてもなかなか難しいところはありますが、いずれ地域の防災だけじゃなくて、地域の担い手が不足しているのは確かだというふうに思っております。

自主防そのものを、町といたしましてももう少し活動を活性化させたいというのが狙いでございまして、そのためには行政が、行政職員がダイレクトになかなか活動について入っていくというのはかなり難しいものがあります。町としては現在防災士という職を支援をしておりますので、できれば、一定数がまとまった折には、防災士の方々のお力を借りながら、地域の自主防等に入り込みながら活性化していきたいというのが、町としての考えではございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 防災士の方々が増えていくことを私も望んでおりますし、その中で、自主防災組織でそういった方々が率先して活動される、そういった姿もこれから必要ではないかなと思いますが、ただ、現段階ではやはり防災士の数は少ないとも言えますので、これはもちろん増やしていくしかないとは思うんですけども、その自主防災組織から、逆に町のほうにこういった課題があるんだとか、それからこういう要望があるんだということは、今年度でなく昨年度まで結構なんですが、どれぐらい、何件という数字は難しいかもしれませんが、どのような内容が上がってきているか、ちょっと全部ではなくても、何か代表的なものがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 特に課題等についてという部分では当課のほうには声は届いてはございませんが、いずれ防災機材をそろえたいとか、そういった事業の活用についての御相談については毎年数件ございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まだそういったことも少ないということを伺いました。

町のほうではその計画作成支援ですか、あとは組織に対する補助というのももちろん図つておられると思うんですが、ちょっと細かい部分をお聞きすると、これは現状では総務課の危機管理の担当者が対応しているのか、またはその作成支援等については当町に何か防災の専門的なアドバイザーの方がいるのかどうか、ちょっとその辺を確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現実的には危機対策調整監が専門的な分野をつかさどっておりますので、そういった知恵も含めて、策定、計画作成の支援という形にはしてございますが、実際は、先ほども申し上げましたとおり、防災士という方々の活用を幅広くしていきたいということで、そういった分野にも防災士の力を借りていきたいなというふうな考えではございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、そこの部分は促進していくような形にしていかなければなと思います。ちょっと1件目の質問で、その1番の項目に、先ほど町長に答弁をいただきました。防災会議が主になっていて、そこのメンバーでいろいろと介入をしながら対策を練っていくという形でお伺いしました。

そうすると、個別に自主防災組織、行政区単位が主になっていますが、そうすると、やっぱり個別にアンケートなり、何か声を聞く機会というのは、逆に今までなかったという認識でまずいいかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 地域の方々の声という部分につきましては、防災会議条例を平成24年に改正いたしまして、地域自主防災組織の方々の一部を会議メンバーとして任命をして、現在も参画いただいているところでございます。

具体的には、現在のところは、荒町の自主防災会、平磯の行政区の自主防災会、林際の自主

防災会、港地区の自主防災会ということで、4つの自主防組織の代表者を防災会議のメンバーとして任命をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 安心・安全なまちづくりのためにも、総合計画の中でももちろんこの防災・減災の部分は策定されておりますので、基本構想から始まり、基本計画、実施計画で構成される総合計画の中に、防災・減災対策、その中で自主防災組織の組織化、それからレベルアップ等々も図られていくとは思うんですが、総合計画の部分でちょっとだけ確認させていただきたいんですけども、今言ったその基本構想、基本計画、実施計画と3つの構成でありますけども、その中でちょっと確認したんですが、実施計画は実はローリング方式という記載があって、毎年修正や補完を行うことで弾力的に対応することが可能ということがうたわれております。

その意味でも、今課長のほうから自主防災組織の方々が防災会議に入っているということも伺ったんですが、もう一つやはりレベルアップして、もっと広くというか、ちょっと一例を挙げますと、やはり行政組織がどうしても行政区が主体になっていますので、特に復興住宅の自治会との関係性というのは、どうしてもその行政区の中で調整するしかないのかなというふうなイメージも持っているんですが、ただ、一戸建ての住宅の防集の団地の皆様と復興住宅の皆様では、やはり対策がちょっと異なってくるのかなと。

実はそういった対策の違いをきちんと拾い上げるかなあというのが、ちょっと不安に思っている部分でもありますて、復興住宅、町内に8か所あるんですが、行政区単位、自主防災組織単位でリサーチを行うのはもちろん大切なことなんですが、やはりこれは社協さんも通じてかもしれません、そういった投げかけですか声を聞くというのは、今後できないものかなという考え方なんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 自主防の組織化にという観点だとは思うんですが、そこについてはダイレクトに復興住宅というターゲットを絞り込んでは行ってはございませんが、いずれ未設置の地区については呼びかけをさせていただいているところでございます。

復興住宅だと、防集団地はいいんですが、どうしても入居者の入れ替わりがある程度ございますし、非常に運営的にも難しいだろうなというふうには思ってはおります。

ただ、だからできないということでもないとは思いますので、今後そういったところにターゲットを重点的に絞りつつも、組織率の向上に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ進めていきたいなという部分を、今御答弁いただきました。

地域住民が主体的に活動していくための基盤も地区防災計画にあるという考えでもございま
すが、これも昨年12月会議の質問の答弁でいただいた部分なんですが、地区防災計画につい
て、自主防災組織の中で34件、その12月の時点で、作成、支援をしているという御答弁をい
ただきました。

やはり、ここで再確認なんですが、地区防災計画の一組織、自主防災組織だと思うんですが、
その範囲というか対象人数というのは、その行政区の会員数と同じ数をカバーしているのか
どうかということを確認させていただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 大体は行政区単位が主体となっておりますので、行政区全体がその
一自主防の範疇に入っているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 続いて、つくられた地区防災計画の内容を、担当課のほうでは、例えば
計画作成支援お願いしますという申請が上がってきますので、この申請内容とかも当然確認
されていることは思うんですが、なぜこれをお聞きするかというと、昨年、大川小学校、
石巻のですね、裁判終わりました。そこで大事になってくるのが、平時における組織的対策
の責務が存在するという判例が出ております。ということは、やはり、今日のテーマでもあ
りますけども、組織化、それから組織の連携化というのももちろんこれから大事になってく
るんですが、チェック機能の強化というのが今後図っていけるのかどうか、そして対策の、
毎年更新されていくことでもありますので、そのノウハウはしっかりと蓄積されるかどうか、
その辺を伺います。お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 地区の防災組織の防災計画といいますか、策定しているものの改定
とかそういうものについて、状況は、はっきりと言えば確認はされておりません。ただ、
こうしたいんだけどもという相談があれば、そういった支援は町としても行っているところ
でございます。

現在、自主防でいろいろ補助をもらって資機材の整備等もやっておりますけども、その補助
申請の項目には計画策定というのが必須となっておりますので、最近の部分については、震
災後特にですが、そういった形でそれなりの計画が策定されているというところで、その計

画に基づいて各地区で共助の動きを強めていっていただければ、なおありがたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは一つ目の最後の質問にしたいと思うんですが、今、平時における組織的対策の大切さというものをちょっと確認させていただいたんですけども、その中で、当町で女性の防災リーダー、防災士の活躍の場を広げる、それから育成していくというのはもちろん大事なテーマであるのですが、その中で、女性の防災リーダーの育成について、取組は今現在どのようにになっているか、そしてどう進めていくか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 特に男女隔ててという対策は取ってございませんが、女性の方も、昨年度だと、防災士を取得した方は女性の方でございました。そういう方々が、そういう自主防の中に早く取り込めるような組織化を図るのが、町とすれば一番の対策だというふうに思っています。

女性の視点という部分も含めてなんですが、そういった中では、防災会議におきましても、これまで地域の声ということで自主防の代表者を組織の中に任命してございますが、今後当課で検討しているのは、防災士の方を防災会議の中に任命して、防災会議そのものも、地域の防災という観点から充実させていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 偏りなくというか、何も女性を積極的に登用してくださいということではなくて、やはりいろんな視点からいろんな角度で考えていくことが重要と考えますので、今課長に御答弁いただきましたが、ぜひ防災会議のアップデートというんですか、更新、レベルアップというのはぜひともお願いしたいところでございます。

それでは、次に2点目の質問に移動していきたいと思います。

今回、その5月10日に発表された想定というのは、ちょっと驚きの部分もやっぱり多分にあったのではないかなあと思います。防災集団移転というのは高台移転でございますので、もちろんそこは安全ということが確認されておりますけども、ただ、やっぱり津波想定というのは、防災集団移転だけではなくて、ほかの部分についてもいろんな想定を考える必要性がありますし、またそれを起こる前の想像と、それから起こった後の想像、もちろんその起こった瞬間、発災時の対応というのはもちろん考えなければいけないので、それぞれの中でタ

イムライン、このタイミングでどうすべきかというのは考えていく必要性があると思いますので、そこでちょっと最後お伺いします。

今回の想定について、当町の想定で代表的な数字を挙げれば、最大の津波高が戸倉の折立で約21メートル、おおむねどの地区でも11メーターを超えるというのがまず1点目。それから浸水域、浸水面積が13.8平方キロメートル、東日本大震災時の、ちょっとこれ新聞記事によつて違うんですが、1.2倍と言つてはいるところもあれば1.3倍と言つてはいるところもあります。そして到達時間、平均的に23分というのが特徴的な数字かと思います。

ちょっと町の中でも範囲が広いので一つずつ例を挙げると切りがないんですが、一つ例を挙げれば、志津川漁港の津波高の予想が16.2メートルということで、当然志津川市街地、さんさん商店街等も6メートルの浸水が予想されるということが記事にも掲載がありました。一帯は既にもちろん災害危険区域に指定されておりまますので、津波警報以上で高台の避難が原則的になるという想定は従来と変わっていないということも確認しております。

そこでなんですが、こういう想定が出た以上、やはり事前にできること、それから、起きてほしくはないんですけども、やはり早期復帰を図るために事後やらなければいけないこと、この点の整理については、やはり今これから早急に必要かなと考えますが、先ほどの答弁ですと、まだちょっと詳細が不明のため精査中ということも伺いました。

ただ、ちょっと目安というものが、どうしても町民の皆様も不安に思つてはいる点でもありますし、どのぐらいまでとか、なかなかお答えづらいかもしませんが、目標があれば、その対策をどのように検討して、例えば今年度中とかにもう説明会を開きますとかという計画があるかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の県の浸水想定の見直しにつきましては、本当に最悪を想定してございます。東日本大震災クラスの巨大地震、それから日本海溝、千島海溝、それから併せて防潮堤が決壊をすると、それから満潮時と、それから地盤沈下が起きるということでの、本当に今想定されるうちの最悪の状況の中での浸水ということですので、そういう数字が出てくるということですので、我々としても、先ほど言いましたように、今後メッシュをちゃんと精査をしながら、どういう状況になるのかということを考えていきたいというふうに思いますが、私、総務課長にも言つてはいるんですが、いずれ今後説明会を開催させていただきますが、確かに高台移転をして居住エリアには入つていません。ですが、我々が経験したのは、震災のときに、6メートルの津波想定で、ずっと我々はそれに対応して避難訓練も含め

てやってきた。しかしながら20メートルを超す大津波に襲われたということです。

したがって、今回の避難想定で居住エリアが大丈夫だといっても、あの東日本大震災のことを考えれば安心してはいられない。やはり警報が出れば高台に避難をしてくださいという、そういう危険周知を、住民の皆さんにちゃんと説明会の中で話をしてくださいということで指示をしておりまますので、町民の皆さんにもそういう思いはやはり持ち続けていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 今回の浸水想定の細かい数値については議員おっしゃったとおりなんですが、浸水面積につきましては、ベースになっている県の数値は、国土地理院のデータを基にやっています。東日本大震災の際は10平方キロメートルというのがベースになつてゐるようですが、東日本大震災の直後に国の直轄調査で国土交通省が行った当町の浸水面積については11.4平方キロメートルとなっておりますので、それをベースに見れば約1.2倍、県が示したものを見れば1.3倍ということで、いずれにしましても、前回よりは浸水面積が広がるということについては間違ひはないのだろうというふうに思います。

それと、第1波の到達時間につきましても、平均的な部分で23分、最大波で46分とあります
が、地域によって少し差がございます。40分以内で最大波が来るという地区もございます。
ただ、そのモデルは太平洋沖地震じやなくて日本海溝だったり千島海溝のモデルであつたり
ということでございますので、どれが最大波の地震、津波が来る地震となるかはその時点では誰も分かりませんので、まずは大きな揺れを感じたらとにかく逃げるということの考え方
を重視していかないと、今回の浸水想定で免れているから大丈夫だといったような考えは持
たせないような説明の仕方をやっていかなければならないなというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 想定に対してあらゆるいろいろな角度から検討もしなければいけない。
そしてそれが一人一人、住民の皆様にもしっかりと周知を図り、住民の皆様一人一人も意識し
なければいけないのが今回の想定だと思います。

そこでなんですが、いろんな想定がある中で、いつ起きるか分からないという部分において、
ちょっと昨日も一般質問の中で話題にというか、話にありましたのでちょっと触れておきた
いんですが、昨日、ゴールデンウイークの渋滞のお話がありました。私自身も実は当日、黒
崎のほうからさんさん商店街まで、ふだんは五、六分なんですが40分かかってしまって大変
だと、観光地の宿命ということも昨日のコメントのほうにありましたが、もう一つの視点

でいくと、やはり生活者の困惑というか戸惑いというのは、確かにそのときだけかもしれませんが、いざというときにやはりちょっと不安が残るのかなという部分も思います。

生活者である皆様が、一時的ではあるものの、やはりそこはにぎわいのために、我慢という言葉は言い過ぎかもしれません、配慮しなければいけないのか、例えばその日だけは、たとえ用事があってもちょっと早く出る意識を持たなければいけないのかというのを、今後駐車場を増やして緩和していくことは努めていくという昨日の答弁でもありましたけども、やはり住民側でもそこは意識しなければいけない部分かどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前、国土交通省のほうに三陸道の整備要望等をしている際に、45号線、お盆とかに渋滞がするので三陸道の整備を急いでいただきたいという、そういう要望活動をずっとやっておりました。その際に国土交通省から示された見解は、一定期間しか混雑しない場合は、これは渋滞とは言わないというのが国土交通省の見解です。

今の伊藤議員のお話もまさしく一時期の渋滞の中で、そういう道路整備ということについては国土交通省はまさしくそれはないということですので、生活者の視点というお話ですが、例えば、大変ほかの町のことを出して恐縮なんですが、私もちょうど仲がいい町長なものですから、お前何とかしろと私よく言うんですけども、利府のほうは、陸上競技場があって、それからコンサートやるグランディ、それから大型スーパーが乱立しまして、あの辺の道路はふだんから、24時間というのは大げさですが12時間ぐらいはずっと渋滞をしているんです。私もよく何とかしろと言うんですが、しかしながら、それは多額の財源がかかるということもございまして、地域の方々の生活の中で日常から大変な苦労をしているというお話を聞いております。

ただそれに比べれば、言い方は大変失礼なんですが、一時期の渋滞で何とか道路、迂回路を造るとか何とかという考え方、それはなかなか国としても受け入れませんので、そこは理解してもらうしかないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 見解をいただきましてありがとうございます。

なかなかいろんな想定がどうしても頭の中で駆け巡りますので、もちろん志津川地区だけではなくて、戸倉も歌津も当然浸水範囲は広いと想定されておりますので、それぞれの対策というのはもちろん必要でございます。

今日ちょっと確認したかったのが、今回浸水想定が出ましたので、避難場所の一つと言われ

る林地区の生活センター、それから歌津の中住地区で住居がある場所がちょっと浸水範囲に指定されてしまっている。先ほど個別にもう説明会開いていくということも伺いましたが、その対策というか、何か変更すべき、検討すべき部分は、まだ確定はしないと思うんですが、進んでいるという認識で、早く対策される認識でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確定というわけにはいきませんが、中住地区は東日本大震災で被災をしなかった住居が3軒ございます。この方々にはとにかく、地域の3軒の方々も避難意識がありますので、すぐ我々も避難をするというお話をしておりますので、改めてその辺は3軒の方々にはお話をさせていただくということ。避難をするしかございませんので。

それから、併せて林の生活センターにつきましても、この場所は緊急指定避難場所から排除し、違う場所に設けるということで検討中であります。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 避難想定様々考えていかなければいけないんですが、同僚議員の皆様も結構コメントというか質問される部分が多いというのは、やはり道路の問題というのは防災対策においても肝になっているんじゃないかなあということを感じております。

特に志津川市街地に話を戻しますと、復興事業もこの10年でほぼ形が整って、できれば次の10年に向かってまちづくりが進んでいくという認識でおるんですが、当時私ちょっと議員ではなかったので、当時の経緯というのも、資料で見られる部分もあれば分からぬ部分も多いので確認しておきたいなと思ったんですけども、東日本大震災発災時にちょっと話を戻して申し訳ないんですが、まずは、その市街地を再生していくために、1か月間建築制限をかけられるというのが建築基準法で、一方で1か月では当然計画は策定できないということで、特措法でさらに2年間建築制限をかけて、緊急復興方針も出して、その方針に従っていろいろ土地区画整理事業ですか、市街地再開発事業ですか、それに付随する事業を行いますということになったと思うんですけども、ただ、冒頭に質問した災害対策基本法においては87条に災害復旧の実施責任がうたわれております。

これはちょっと私の印象の部分かもしれません、当町の復興事業は、復旧というよりかは復興、新しく作り替えることに注力した復興計画であったのかなあという印象を持っているんですが、町長の認識もそのような形で捉えていてよろしいでしょうか。復旧というより復興をイメージしたまちづくりなのかなという。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どちらと限定するわけにはいかないと思います。基本的にはまさしく壊滅した町を復旧をさせなければいけない、そして次のまちづくりということでの考え方ですから、したがって、復旧があって、復興あってということがこれは当然です。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その点もこれからまたしっかりと検証というか、そこからまたそれを土台にして、じゃ次どういうふうにしてこうしていくという考えも必要ではないかなと思うんですが、2点目の、ちょっと質問で最後になりますが、少子高齢、人口減少が急速に進行する中で命を守る防災を考えたとき、そしてもう一つは誰一人取り残さない対策を考えるときに、ぜひ今後考慮していただきたいのがスフィア基準と言われるものです。

ちょっと御紹介しますと、正式名称を「人道憲章と人道支援における最低基準」という、災害、紛争の影響を受けた人の権利、その人たちの支援する活動の最低基準について定められている、人道支援の国際的基準となっております。

高台移転である程度命を守る対策は進んでいるとはいえ、一つ心配されるのが、孤立した地区において傷病者が発生した場合の対策として、有効と思われる対策は図られているでしょうかという部分と、避難所へ避難することが難しい方々、避難所で集団生活が難しい方々への、基準に照らし合わせて対策が今後取られるかどうか。ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に伊藤議員は100%、完璧を求めたような御意見です。それが果たして可能なのかということになると、残念ながらそれは無理です。当然、大きな災害になれば孤立する場所も出てきますし、様々な障害、課題が出てくるのは、これは自然災害です。机上でいろんな御意見を言うのは、多分それは立場上あるかもしれません、現実に我々は、その災害に向き合った立場の人間とすれば、そういうケースが多々出てくることがあります。

例えば、孤立すれば自衛隊あるいは消防、そういった防災ヘリを使っての避難とか、様々な手段を講じながらその解決を図っていくということが、これが事後の災害復旧ということ。そこにつながっていくと思いますので、すべからくこれがどうだからどうするんだと、そういうことでは、なかなか防災というのをトータルに考えるということについては違うんじゃないのかなというふうに私は思っております。経験上私はそう思っている。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 保健福祉課のほうでは、今伊藤議員がおっしゃったような、孤立しそうな方であったりという、高齢者等の避難行動要支援者の登録のほうの推進を進めています。今まででは民生委員さん中心にお声がけをしていただいていたんですが、さらに進めるために、介護支援専門員のケアマネジャーさんたちに御協力をいただきながら、さらに障害のある方とかにお声がけを進めているところです。

それからあとは福祉避難所の指定については改正がありまして、今後、さらに再指定というか、関係機関とともに協議を進めてまいりたいと思っております。

すみません、あとつけ加えていきますと、避難行動要支援者のほうについては、個別支援計画の策定というものが努力義務となっておりますので、そちらのほうもさらに精査しながら、より現実に近づけられるような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 全くそのとおりでございます。100%パーフェクトな復興であったりとか、100%パーフェクトな防災が存在しないからこそ、またいろんな角度から今後も検討していき、さらに実践していくことが求められていると思います。

その中で、やはり評価すべき点、それから反省すべき点は、経験した私たちだからこそしっかりと形にして残していく、伝えていくことも、これから責務ではないかというふうにも思います。

1件目の最後、3点目になりますが、伝えていくだけではなくて、残していくだけではなくて、それを行政も住民もしっかりと計画、それから検討をして防災・減災に取り組んでいくということの必要性から、事前防災、事前復興計画についても言及させていただきました。

ちょっとこれも範囲が広いので、なかなか今日だけではどこがどうというのはお聞きするのは難しいんですが、ちょっと一つ最近の話題としてあったものを事例として今日はお聞きしたいと思います。

先日、5月27日の河北新報朝刊に、医療機関のBCPがなかなか広がらないというのが、実は災害直接死ではなくて、関連死を本当は防ぎ得たのではないかという部分が掲載されておりました。まさに命を守る事は大切であり、その後、命を守り続ける対策もやはり必要ではないかなと。医療機関の反省点もいろいろあると思いますし、特にライフラインがやはり断たれてしまった、それから医療物資の不足などが原因だったということが原因として挙がっております。

なかなか宮城県では、全国平均の策定率からもちょっと届いていない。災害県なんですが、

なかなか進んでいないという現状があります。ただ単に、BCPももちろん大事なんですが、つくれつくれというだけではなくて、なぜつくれないか、そしてそこにサポートが必要か、それから、策定のための敷居を低くする必要性があるのではないかということもいろいろ考えられますが、ちょっと南三陸病院の現状というのをこの場でお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは南三陸病院のBCPの策定状況について説明させていただきたいと思います。

当院、新築した際にBCPの素案まではできておりましたが、その後様々な状況の変化がございました。なお精査するために県の研修等にも参加させていただいておりまして、BCPの策定の手前までは来ておるんですが、その後また今回の津波想定等のこともありますので、なお精査を重ねて今後策定していく予定ではございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 引き続きのまたちょっと努力も必要かなということで、私自身もいろいろまた勉強させていただきたいと思います。

もう一つ、ちょっと昨日通学路の話もあったので、教育長にお尋ねします。

学校における防災計画、特に今回新しい津波想定も発表されましたが、子供たちの避難路の見直しは今後図っていくのかどうか、その点もお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 伊藤議員。ちょっと通告外で教育長入っていないので。

○1番（伊藤 俊君） すみません。失礼しました。では、質問を変えます。

では、最後にちょっとFCPについて触れておきたいと思います。

やはり家庭でも継続計画というものは必要。何か大袈裟というふうに感じるかもしれません、やはり起こったときに対処方法はそれぞれの家庭でも個人でも異なってくると思いますし、心の余裕度も違う。先ほど100%完璧な防災はないという言及もしましたが、パニックを防ぐ冷静な判断を促すことは、災害時における、逆に自分の身を守るだけではなくて、ほかの人の人権を守るという行為にもつながるのではないかなど。昨日の道徳教育の議論もFCPに関連するんじゃないかなとも思います。

そのときに、FCPを事前につくっていくとやはり安心感が違うのではないかなど、その普及推進について、住民の側で自発的に行っていくのか、それとも、何らかに町のほうからも、

住民の皆様にこういうのがあるんですよという周知が今後されるかどうか、その点をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） F C P という表題を基にこれまでやってきておりませんが、逆にそのきっかけづくりは十分やってきているという認識でございます。それがF C Pに最終的につながっていけるかどうかは、各家庭の自助という部分に頼らざるを得ないというふうに思います。

ただ、私も自分の家庭に置き換えて考えた場合なんですが、どこまでという部分では非常に難しいものだと思います。例えば銀行の暗証番号でありますとか、マイナンバーカードの暗証番号でありますとか、そういった個々の個人情報まで家族の中で共有すべきなのかどうなのかといったような部分も含めて、そこは各家庭の判断になりますので、難しいなという感じではあります。

ただ、毎月安全・安心の日を活用して、最低3日間以上の備蓄でありますとか、そういった呼びかけはこれまでやっていますので、引き続きそういった部分、F C P という表題がなくとも最低限の自助が果たされるような啓発活動は行っていきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひこの対策も引き続き取り組んでもらいたいと思います。

それでは、質問2件目に移りますので、自席から質問させて……。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、1件目に引き続き2件目の質問をさせていただきます。自席より町長へ、以下の質問をいたします。

質問件名は、南三陸町ならではの観光振興・観光施策促進について、お伺いいたします。

質問の要旨としては、南三陸町の基幹産業である観光業は、今後も地域産業の主軸の一つと

考えられます。社会情勢の変化や生活環境の変化、新しい生活様式に即した旅の在り方が問われ、観光業の在り方も変遷していくのではないか、問われております。

そのような環境の中で、南三陸町が多くの方々の観光の目的地として選ばれる、そして南三陸町ならではの旅の時間を過ごせる、そんな施策をまた進めていく必要性があると考え、以下の事項について伺います。

1、宿泊業、飲食業が抱えている問題をリサーチできているか、また、リサーチできているとすれば、今後の具体的施策が検討されているか、伺います。

2、新型コロナウイルス感染拡大による観光産業の経済的落ち込みは、この2年間余り想像以上であったが、各事業所の状況の格差等を把握されているか、あわせて、今後の全体的な底上げ策は検討されているか、伺います。

3、旅行形態の変化により、宿泊、飲食業ともに感染拡大防止策関連の環境整備だけでなく、旅行者のニーズ分析から、目的地選択の決定力を高める施策が必要と考えるが、現状の考え方、方針を伺います。

4つ目、教育旅行は、団体旅行の柱として今後も受入れ増加の可能性が大きいと考えるが、民泊受入れが思うように進まない中で、一つの学校でも多く受入れしていくための施策をどのように考えているか、以上4件について伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問の1点目、宿泊、飲食業が現在抱える問題のリサーチと今後の施策についてありますが、町では、年1回、観光客の入れ込み調査を実施しております。月ごとの各施設等の観光客の動向について細かく調査をさせていただいているところであります。

任意の調査のため、正確な数値を御提供いただけない施設などもありますが、この調査によりおおむねの傾向を把握しているほか、産業団体が独自に取り組む状況調査等の結果も取り入れながら事業検討を行っているところであります。

2点目になります。新型コロナウイルス感染拡大による観光産業の底上げ策についてですが、これまでの状況調査等の結果、特に落ち込みが激しいのは宿泊滞在客であります。地域経済の波及効果を考えても、宿泊客数をコロナ前またはそれ以上の水準に回復させることが喫緊の課題であります。関係機関とも連携しながら、コロナ支援事業を活用し、宿泊誘客キャンペーンや地元応援券事業に取り組んできたところであります。

今年度においても新たに宿泊滞在客の誘客回復に向けた事業を予定しているところであります。

すが、地域の取組としては、現在、宿泊事業者で組織する組合などの組織がないことから、有志の方々が、この状況からの底上げを図るべく組織立ち上げの動きもございますので、町としても積極的に関わりながら、地域の実情に寄り添った施策を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に3点目の御質問です。旅行者のニーズ分析から目的地選択の決定力を高める施策の方針でありますが、震災後、南三陸町では、観光振興施策におけるマーケティング調査を実施したのは震災から5年目の平成27年度であります。本来であれば、そこから5年後の令和2年度に、改めて復興10年以降の観光戦略を検討するため新たな調査事業を導入する予定でしたが、御存じのとおり、コロナの影響により観光を取り巻く状況が一変しました。平常値を測ることが困難であったため、一旦これを延期をしているところであります。

現状においては、多くの地域事業者が、回復に向け、時には異業種連携の中でそれぞれの回復策を検討しているところでございますので、議員おっしゃるように、多様性を増す旅行者ニーズに対応すべく早期に状況調査等を取り入れ、中長期的な観光戦略等について検討していきたいというふうに思います。

次に、最後になりますが、4点目です。教育旅行を一校でも多く受け入れていくための施策ですが、教育旅行の受入れについては、震災以前から町の観光施策の柱として事業推進を図ってまいりました。

その大きな目的としては、地域振興と地域経済への波及効果にあります。南三陸町は、自然資源を生かした環境学習はもとより、東日本大震災の経験を震災学習等に取り入れた多様なプログラム構成が可能であり、これまで業務委託先の観光協会と連携し、受入れ時の安全対策や緊急時の対応など、その基盤を整備してまいりました。

コロナ禍においても、一時は多くのキャンセルが相次ぎましたが、教育現場のニーズに迅速に対応し、これまで培ってきたノウハウを生かしながら途切れることなく受入れを継続できているのは、観光協会を主体とした地域の受入れ団体皆様方の御努力のたまものだというふうに思っております。

一方で、体験受入れ先の農家や漁業者がコロナの影響で経営に苦慮しており、また、高齢化や後継者不足と相まって、次世代を担う現場の人材が不足しているという課題も認識をしているところであります。

一校でも多く受け入れるための施策との御質問ですが、まさにこの地域資源に付加価値をつけるのは地域の人材であります。このため、次世代の育成とフィールドの拡充が喫緊の課題

であることは関係機関とも共有をしております。後ほどの補正予算においても、計上させていただく事業において、持続的な人材育成の仕組みと受入れ基盤整備を推進し、受入れ規模の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今後もいろいろな対策が進んでいくことと思いますが、それに関して、またさらにちょっと議論していきたいと思います。

ちょっと1点目と2点目が似たようなというか、同じような質問になっておりますので、ちょっとまとめて何点かお聞きしていきたいと思います。

この2年間、様々なコロナの経済対策は行われてきました。ただ、町長おっしゃいますようにまだまだ対策は必要であり、ただ財源措置のことを考えるとなかなか町単独というのは難しい面もあり、特別交付金または県の支出金等が必要という側面があります。

6月の県議会、15日から開会しますが、コロナ対策とDXの推進ということで予算増額という報道がありました。コロナ対策はもちろん経済対策だけではないと思うんですが、現在の燃油高騰であったり、今後はいろんな物価高騰の対策も恐らく出てくるのではないかなど考えております。

町としては、その支援策を講じるに当たり、例えば事業所のほうの支援と、それから個別の各家庭の支援等をバランスよく今後も進めていくかどうか、そのお考えをまずお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） コロナ対策の関係、当課で取りまとめを行って実施してございますので答弁させていただきます。

まさにおっしゃるとおりで、経済的な支援の側面と、それから生活を支援していくという両面がどうしても必要になってくるということになります。限られた財源の中ということになりますので、その辺は、現在そのニーズとして、要するに支援をしなきゃならないのがどこにあるかというのを的確に捉えながら、予算を充当してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） どうしても変化のスピードが速いですし、また状況の変化のスピードも速いので、対応策も、そのときに合っているのか、それとも効果的だったのかというのもなかなか判断がちょっと難しいところではあるんですが、今までそうなんですが、なかなか

できた部分とやはりできなかつた部分もあるんじやないかなと。

商工関係だけではなくて、農林水産関係もいろんな補助をいろいろ打ち出されてきましたが、ただ、やはり行き届いた部分と行き届かなかつた部分もあるんじやないかなと。まさにこれからアイデア次第で、まだ行き届かなかつた部分、例えば事業所様についても、行き届くような施策はやはり打ち出せるのではないかなあということで、ちょっと 1 例を挙げますと、地域においても、人口減少に伴つて結婚する方もなかなか少ないと現状もあるんですが、それでもブライダル関連というのは大きな経済効果が求められる、創出される分野でもあると思います。

そこでなんですが、幅広い関連業者がある、例えばブライダル関連、これは観光の業者も関わってくるんですけども、そんな枠組みで例えば支援を講じるとか、そのアイデア次第でいろいろできることがあるのではないかなあと思うんですが、そのような例えれば考え方、方針は今後生まれてくるかどうか、ちょっとと考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 地域経済を活性化させていくという視点を考えれば、いろんな取組があつてそれはしかるべきというふうに思います。

一方で、それに支援をしなきやならないとかいう原因が、コロナウイルスによる影響を受けているというところというのがまず明確な背景として必要になってくるということと、単にマイナスになった部分を補填するということではなくて、次のステップに向けて取り組んでいくという視点は十分にやっぱり必要なんだろうなというふうに思いますので、今議員が御質問される分野も、まさにそういうところに着目されて取り組むということであれば、それは十分に可能性としては考えられるのであろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 様々な施策を今後も講じる必要があると思います。

あとはその実施の細部なんですけども、例えば地域の応援券等々も、消費の応援券も出されておりますが、ただ、事業主の方のほうからの声としては、どうしても締切りの日、締め日が15日と末日、月2回で、精算自体はその10日後支払いが来るということで、実は運転資金のやりくりの側面から考えると、例えば消費者の方が1日に使つたものは15日の締めで25日入金になると、やはり1か月前ですね。どうしたらいいものかという、そんな声も聞かれました。

ここは、逆に事務を取り扱う皆様が大変かもしれません、例えば締切りをもう少し弾力的

に、2回ではなくて月3回にするとか、そういう検討はやはり難しいのでしょうか。ちょっとその点をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） すみません、失礼しました。今の商品券の換金のということでよろしいですよね。

昨年度、令和2年度も商品券の消費拡大ということで事業を実施させていただきましたけれども、こちら、いずれも南三陸町の商店会連合会さんの商品券を活用させていただいておりまして、議員おっしゃるような声は私どものほうにも地域の事業者様から届いているところで、こちらからも連合会さんほうにも換金の日数を増やしていただけないかという要望は出しているところでございます。ただし、そちら連合会での検討という形になりますので、引き続きまた改めて要望していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 制度はいろいろやはりできてきますし、また、今朝の報道でも、G o T oという名称ではないんですが、宿泊の割引もまた範囲をさらに広げて全国拡大していく方針が出てまいりました。

今まで2年間、いろんな支援をもちろん観光業界のほうでもいただいてきましたが、やはりちょっと難しいというか、内容をちょっと把握するだけでも大変という面もあったりですか、今の例えば地域共通クーポンも、参加する参加者にもちょっと分からぬから参加していないんだとか、事務作業が大変なんだとか、せっかく使う側とそして事業主の方もどちらもメリットがあるはずなのに、そのメリットをなかなか生かし切れていないなという側面もやはり感じましたので、この、反省点ではないんですけども、できなかつた部分を改善していく努力はやはり今後も必要ではないかなと。事業主様の不安を取り除いて、さあしっかりとやっていけるんだというのがこれからと思いますので、その取組をまた一緒に考えていくたいなというふうにも思っております。

それでは、3点目に行きたいと思います。

旅行形態というのはかなり変化しております。特にコロナの影響で、一般的な団体、例えば研修旅行、企業の研修旅行であったりですとか、民生委員さん、民生児童委員さんの研修だとかですとか、今まで動いていた新年会、忘年会、同級会もなかなか動いてこないというの、これはもちろんコロナだけではなくて社会情勢の変化によるものかなと。

そこで大事になってくると思うんですが、目的地となるべきためにぜひしっかりとこの土台

をつくっていきたいなという、まずはしっかりと情勢を分析して、それに対してしっかりとニーズをつかんでいく作業が必要かと思うんですが、ちょっとこれは課長にお聞きしたいと思います。この旅行形態の変化というのは、今の状況認識をちょっとお聞きしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 議員おっしゃるように、これはコロナに限らず大分前から旅行ニーズの多様化で状況が変わってきてていると思います。私たちも、地域の宿泊事業者様からの声などを参考に、これに対応できるような施策をこれまで講じた、で来たわけでございましたけれども、その中のコロナということで、一刻も早いその回復に向けての即効性のあるキャンペーンですとか、そういった取組をしてきた状況であります。

先ほどのお話なんですが、やはりキャンペーンなどにもなかなか全体に行き渡っていないんではないかというお話だったんですが、これについては、参画する、しないの時点から、町は観光協会さんのほうに業務委託を行いまして、一軒一軒丁寧なヒアリングをした上で、最終的に参画する、しないというのは事業者様の考えになりますので、昨年度実施したのも24の宿泊施設のうち16の施設さんに参画をいただいて行ったわけでございます。

そして、そういう事業を実施する中で、お客様と、それから参画いただいたお宿さんからも細かくアンケートをいただいているところなんです。昨年度実施したお客様の声からは、キャンペーンをきっかけに、約5割の方が新規のお客様だったんですね、初めて南三陸にお越しになったというお客様でした。そのうち9割のお客様がまた南三陸を訪れたいという回答をいただいていると。この結果は、お宿さんそれがお客様におもてなしをしてくださった結果だと思うんですね。

議員の御質問ですけれども、このお客様の多様性のニーズに対応するには、やはりお宿さんそれが熱狂的なファンをつくっていくというのが大変重要になってくるのではないかと思っています。今本当にお客様も、予約をするのに旅行会社に行くという行動はほとんどなくて、ほとんどがSNSなどを通じて予約が入ってくるわけですけれども、実際、町内ではまだそういったインターネット環境が整わず、そういったことすらもままならないという事業者様もいらっしゃいますので、恐らく南三陸は宿泊施設も多種多様な、規模もそうですし中身もそうなので、一軒一軒寄り添うような施策が必要なのではないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） まさに、もちろん新しくこの町に来てくださることを増やすのも一つで

すし、課長がおっしゃいましたように、リピーターではなくてファンをつくるというのが非常に重要な部分と考えております。

そこで、目的地要因をつくり出すに当たり、やはり3点ほどちょっと柱になるものがあるんじゃないかなと思うんですが、まずは、これは結構声が大きくなる安全性の発信ですね、やはりどうしても東北沿岸部というのは何か災害のイメージがとても強くて、もちろん心配をすることは大事なんですけども、逆に安全性の発信というのも重要な部分ではないかと思いますし、もちろん旅行ですから、充実度、満足度、それから印象度を上げていくというのも重要な部分と思います。

そしてもう一つ、これは風評ということのくくりにしていいかどうかなんですけども、災害に対する風評だけではなくて、実はおもてなしの観点からもその風評対策というのは必要だったかなと思います。いい情報発信だけではなくて、実はSNS、ネットは、口コミ等もありますけども、やはり悪いトレンドを広げていく危険性もありますので、やはりそういった部分も、宿泊業、飲食業に対して町からサポートできる部分はあるのではないかなと思いますが、その点のお考えもお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） まさに、要素としては今議員おっしゃられた3つが大変重要なになってくるものと思います。

まず1つ目、安全性の発信についてですけれども、これまで宿泊事業者様、それから観光交流事業に携わる皆様に対して、時折危機管理の研修会などを実施してきたところでございます。

ちょうど来月の頭にも予定をしているんですけども、例えばこのコロナの状況であったり、先日知床のほうで観光船の痛ましい事故もございました。そういう状況を鑑みて、宮城県、それから県の観光連盟、そして町、観光協会が共催して、改めて観光事業者を対象にしたリスクマネジメント研修を実施する予定でございます。

単に一方通行のお勉強をする会ということではなくて、そういう機会を持って、皆様の状況の共有であったりとか、横のつながりを強化していく場としても有効ではないかと考えておりますので、議員おっしゃるように、こういった施策をしっかりと講じることによって、ほかのエリアとの差別化を図って、南三陸だからこそ発信できる安全対策を発信していければというふうに考えております。

そして満足度、それからお客様の口コミだったりの風評に対する対策なんですけれども、こ

こは、おもてなしの研修会などこれまで実施はしてきたところでございます。ただし、町は、観光協会、商工会さんとも一緒になって、何とか誘客を回復させるため、お客様を呼び込むところまでは私たちが手をかけられるんですけれども、一步お宿に入ってからは、そこは地域事業者様にも頑張っていただくところがあると思っております。

その中で、事業者様がどうしてもここが足りなくて困っているんだというところは、どんどん声を出していただいて、町でどういった支援が可能なのか引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ、双方の努力がやはり必要かなということを感じております。

ただ、もう一つ、そのコロナによってやはり大きく環境変化してしまったのは民泊の受入れかなと思います。なかなか今後民泊という魅力創出が簡単ではないという状況でもあります。今後、では民宿さんのほうでいろいろ分泊して大きな学校も受けていくのか、はたまたそれがとある期間だけじゃなくて、永続的に、継続的に図っていくかどうか、その辺の方針がもしあれば伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 民泊については、お話のとおり、今もう休止という状態になっています。やはりコロナであっても全国的なニーズはまだまだ高いのが民泊ですので、何とか町としても再開に向けてとは言いたいところなんですが、御存じのとおり、民泊の方は一般家庭を開放してお客様を受け入れるという、業とは違った受け方がございますので、そこは地域の状況も見ながら進めていかなければと思うのが一つと、今回このような状況になりまして、実は民泊がこれほど推進していく前は、南三陸町内での教育旅行の受入れは、基本的に民宿さんの分宿が基本でした。今回このような状況になってから、改めて民宿の皆様が分宿に御協力をいただいているところでございますので、ここはその形で一方では進めていき、また民泊のほうは地域の状況を見ながら進めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） すみません、4つ目に行きますという言葉が足りませんでした。

ちょっと時間の関係もありまして、最後聞いていきたいと思うんですが、4件目、教育旅行についてですね。やはりこれから団体旅行といえば教育旅行がどうしても柱になるということは、昨今の状況から明らかになってきていますし、また教育旅行の目的も学校の方針によつて様々ですので、これはやっぱり細かくしっかりと分析した上でターゲットを捉えていく

ことが重要ではないかなと思います。

そこでやはりベースとなるのが、ターゲットをしっかりと見定めているというか、それが今できているのかどうか、それから、南三陸は、町長答弁のとおり、かなりブランドイメージは高いと思います。そしてそのブランドイメージを今後もさらに高めていく、そのような対策というか方策はあるかどうか。ちょっとその2点を伺います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） ターゲット設定についてなんですかけれども、震災前までは南三陸は中学生の教育旅行が非常にウエートを占めていたんですけれども、震災後、高校生、それから大学生にまでその幅が広がってきてるのが現状です。そして、高校生ですと少し長い期間の滞在になったり、大学については、例えばゼミの長期の研修が入ったりと、また違った形の教育を目的とした旅行という形があるのかなというふうに思っています。

今回、コロナがあって、先ほど町長のお話にもありましたとおり、一時はもうほとんど全ての予約の学校がキャンセルという状況もあったんですが、その反動のように、これまで受入れがなかったエリアの高校さんからの申込みが非常に多く相次ぎました。それが北関東のあたりだったんですね。基本的には京都や沖縄などに行っていた学校さんなんですけれども、ピンチをチャンスにではないですが、こういった機会をいただいたことによって、これまで南三陸を知らなかつた学校さんにもこの町の魅力を知っていただいているんだろうというふうに思いますので、それがリピートにつながるかどうかというのは、今回の受入れの態勢がどうだったかということにもつながってくると思うので、そこは、観光協会さんと連携を共有しながら対応をしているところでございます。

なので、メインのターゲットとしては、やはりこの町の資源を生かした環境教育、そして防災教育に興味、関心の高い学校という形で進めさせていただいております。

ブランドイメージを高めていくというところも同じくなんですかけれど、メインが環境教育だったり防災教育というところですので、これは、これを高めていく、維持していくために最重要なのが、次世代を担う人材の育成なんですね。震災の語り部もしかりなんですかとも、非常に今小人数で、毎日のように皆様に御協力をいただいているところなんですが、町と関係団体と連携して、次なる世代を担っていく人材の育成に努めてまいりたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 次の観光を守っていくために、かなり膨大な対策、取組、検討は必要ということだと思いますし、様々な分野でやはり関わりが必要かなとも思います。

ちょっと質問を最後まとめていきたいと思うんですが、やはりこういった教育旅行を受け入れていくに当たり、もちろん今までの体験、それから環境学習、防災学習というのも柱になってまいりましたが、やはりニーズというのはとても多様でありますので、これは南三陸町の中でも誘致していくべきものと思いますし、また、他市町村のいろんな施設とも連携が必要かなと思う部分がありまして、やっぱり声が大きいのは、同年代で交流したい、それから、医療系、福祉系の学校さんですとやはりそういった部分をお聞きしたい、震災の体験も含めお聞きしたいですか、地域交流プログラムですか、様々なチャンネルがやはり必要かなとも思います。

その様々なチャンネル選択肢を増やすに当たり、現状は観光協会のほうで観光部会というものがあるとは思うんですが、もう少し横断的に各団体と関わりを持つような、そんな観光チームは南三陸でつくっていけますでしょうか。ちょっとその辺、もしお考えあればお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今の横断的なということなんですけれども、ちょうど今月、6月から、観光協会のほうで部会を再編いたしまして、宿泊、教育旅行誘致部会という形で、関係者を集めた検討会を進めていくということで情報をいただいておりますので、町も入って進めていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ盛り上げていきつつ、楽しい南三陸観光をつくっていきたいと思います。やはり観光というのは楽しい、面白い、そして思い出というのはやはり人と人とのつないで、答弁にもありましたようにファンを増やしていく、それがさらに新たな交流関係人口をつくっていくことにつながっていくと思います。

私自身も、議員というよりかは一個人として引き続きコミットしていきたいと思いますので、そのことを思いながら、また、ちょっと今日議論できなかった部分は、また次回以降もぜひともお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、伊藤俊君の一般質問を終わります。

次に、通告9番後藤伸太郎君。質問件名、1、新型コロナウイルスワクチン接種について。2、空いている土地の利活用は。以上、2件について、後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。6番後藤伸太郎君。

[6番 後藤伸太郎君 登壇]

○6番（後藤伸太郎君） それでは、ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、答弁書の一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は質問件数2件ですが、壇上からは1件目の新型コロナワクチン接種について、町長並びに教育長にお伺いしていきたいというふうに思います。

新型コロナウイルスに関するニュースが連日続きます。これ、感染拡大をどういうふうに考えていくかということについて、少し議論させていただければというふうに思っております。

ワクチンにつきましては、その3回目接種、または児童・生徒への接種も進んでいる一方で、全国的に見たときには、感染拡大に大きく歯止めがかかっているというわけではないのかなというふうに思います。

ニュースを見ますと、連日、今日は何人です、今日は何人ですと新規感染者の数が報告されております。こう毎日毎日聞いていますと、あの数字の羅列に一体何の意味があるのかとだんだん疑いたくなってくるところでもありますけれども、副反応を心配する声などもある中でどのように感染拡大を防ぐのか、町の考えを伺いたいというふうに思います。

大きく5つの点に分けてお伺いします。

1つ目は、あと何回ワクチンを打てばよいのか。

2つ目は、現在のワクチンの接種率、町内における接種率と、今後の見通しをお伺いします。

3つ目は、そのワクチン接種によって重い副反応が出てしまった場合、どのように対応するのか、お伺いします。

4つ目は、ワクチンの接種をそもそも希望しないという方も一定数いらっしゃるのかと思いますので、そういった方々への対応はどうするのか。

最後、5つ目といたしまして、さらなるワクチン接種やPCR検査を独自に、個人的に希望するような方がいた場合に、どう対応するのかということについてお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目の御質問です。新型コロナワクチン接種についてお答えをいたしますが、学校に関連する答弁につきましては、教育長のほうから答弁させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

初めに、御質問の1件目です。あと何回ワクチンを打つのかということです。大変素朴な質問だなというふうに思います。

本町では、令和3年4月21日の医療従事者に対するワクチン接種を皮切りに、これまで集団接種及び個別接種により接種希望者への接種を実施してきたところであります。集団接種としての3回目接種を今月末で終了することとしております。

今後、国の接種方針に基づき、60歳以上の方に加え、18歳から59歳以下の基礎疾患を有する方への4回目接種が予定されておりますが、これ以降の新たな接種は、現時点では国の方から示されてはおりません。

次に、御質問の2点目、現在の接種率と今後の見通しについてであります。さきの行政報告でお伝えしましたとおり、直近の接種率につきましては、65歳以上は約90%、18歳から64歳までは約80%、12歳から17歳までは約73%、5歳から11歳までは約42%となっております。

現在は、接種希望者のほとんどが3回目接種を終えている状況であり、今後におきましては、今月末の集団接種で約30名の接種を予定しているところであります。

次に、御質問の3点目、重い副反応が出た場合の対応についてであります。接種後における副反応の相談等は、県の副反応相談センターまたは保健福祉課を窓口として、相談内容に応じてかかりつけ医や医療機関への受診を促しております。副反応への対処として、医療につなぐ事を基本としているところであります。

またワクチン接種の禁止、病気や障害が残るといった健康被害の申出があった場合には、医学的見地からの調査を行い、国、県を通じて、予防接種法に基づく健康被害の救済制度を活用することとしております。

次に4点目、接種しない人への対応であります。新型コロナウイルスワクチン接種については、改正予防接種法において臨時接種の特例と位置づけられ、接種を受けるよう努めなければならないというふうにされております。しかし、ワクチン接種は強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解をした上で、自らの意思で接種を受けることとされておりますので、ワクチン接種の正しい理解について、引き続き周知などをまいりたいというふうに思います。

最後になります。さらなるワクチン接種やPCR検査の希望者への対応についてであります。が、国が定めるワクチン接種の実施期間が令和4年9月30日までとなっていることから、当該期間内における早期の接種機会の確保を図り、年齢等に応じた接種が行えるように進めてまいりたいというふうに思います。

なお、PCR検査を希望する方につきましては、今月末まで、県が委託した機関での無料検査を受けることができます。近隣市で7か所の薬局等が検査機関に指定をされておりますの

で、感染不安を感じた際に御活用いただければというふうに思います。

学校に関連する内容につきましては、教育長より答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私から、学校における感染防止対策と児童生徒のワクチン接種に係る対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、学校では、正しい手洗いや手指消毒の励行、マスクの着用、3密の回避、教職員による消毒作業など、新しい生活様式を踏まえた感染防止対策の徹底を継続しております。

昨年9月からは中学生、今年1月からは小学生へのワクチン接種も開始され、その効果を期待するところですが、一方で、ワクチン接種は強制ではないことから、副反応のリスクについて保護者に丁寧な情報提供を行うことや、接種の有無で差別や偏見が生まれないよう、学校では生徒指導に努めているところでございます。

教職員の献身的な取組と、保護者等、家庭の協力により、これまで校内での感染やクラスターに至った事案は発生しておりません。コロナ下での制約された学校生活はいましばらく続くものと思いますが、これまで取り組んできた成果や知見を踏まえ、引き続き感染防止対策を講じてまいります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） このコロナのワクチンについて、何点かお伺いしていきたいというふうに思います。

1点目ですね。あと何回打つんでしょうかと。単純に素朴に思うんですよ。もともと振り返ってみればコロナという、そのえたいの知れない病気がはやった。ウイルスらしい。すごい感染力がある。病状がすごく重くなることもある。ワクチンを打てば大丈夫そうだというような情報から始まって、最初1回打つのかなと思ったら、何か2回打つんですよねなんていう話になって、ああそうなんですかと言って2回言ったら、3回目だと。何で3回目かなとよく分からんうちにみんな打って、4回目だって話ですよね。そうすると、当然、じゃ半年後ぐらいにまた5回目があるのかなみたいな、というその単純な思いがあるんですね。

それに関しては医学的な見地から様々な検討があると思いますし、そこまで知見はあるわけではありませんので、ワクチンの接種そのものに例えば反対だとか、医学的見地から議論したいわけではないんですけども、町民の皆さん、国民の皆さんの中漠然と持っているこの不安に対して、ワクチンの接種を推奨する側の行政の職員の皆さんはどういう考え方で進め

ていくのかということについて、ちょっとお伺いしたいという部分です。

今の時点では4回目までは予定されているけれども、その先は現時点では特に決まっていないよということなんですね。それについて例えば国とか、県とか、厚生労働省は、情報ないということですけれども、この先どういうふうに進めていくのか。こちらから聞いたこととか、また向こうから情報が下りてきたことなんていうのはないんでしょうか。町民の皆さんもその辺り気にはなっていると思いますので、もう一度お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 専門的なことは保健福祉課長に答弁させますけども、多分今の後藤議員のお話は、多くの国民の皆さんのが率直に感じているところだと思います。

例えば、政府の専門部会の中で、いろんな専門の方々もお入りになっていますが、意見が割れているんですよね。基本的に、最終的にはまとめて、いわゆるいろんな意見ありますけども、最終的に専門部会としてはこうですよということでお示しをしていますが、個別の先生方の話になると様々な意見があります。

ですから我々が、こういった専門の知識ない人間がこれについてとやかく言うということについては避けさせていただきたいというふうに思いますが、率直に言って、4回目、という思いを持つ方々がいるというのは間違いない。私も随分言われます。何回打つんですかとよく聞かれるんですが、國の方針だなという話をするとですが、基本的にはそういう思いを持った方々が多いということは間違いないだろうというふうに思います。

なお、専門的な部分については保健福祉課長から答弁させたいと。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 私も専門的な回答ができる立場にはないと思っております。町長が申し上げたとおり、現時点では4回目というところで町としては進めております。

やはり、4回目については全員ということではありません。対象が重症化予防ということに限定されておりまして、60歳以上、それから、あとは18歳以上で基礎疾患有する方というふうに限定されているところです。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時07分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ワクチン、今後の接種の回数等について先ほどお伺いして、聞いてみて分かったのは分からぬということなのかなと思います。

いろいろその1点目についてもう少し聞いていきたいんですが、そもそも、そのワクチンの効果といいますか、ワクチンを打つことによって何がいいのかということを一度再確認しておきたいと思いますので、ワクチンの効能といいますか、効果といいますか、ざっくりとしたところで結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ワクチンの接種を国が推奨したのは、基本的には、重症化を防ぐというのが大きな目的でワクチン接種というのを推奨してきたということは間違いないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ゴールデンウイーク、先ほどもすごい渋滞だったみたいなお話をありました、大変なたくさんの、7万人でしたか、7万7,000人でしょうか、お客様、町外からいろんな方がいらっしゃった。また100回記念の復興市もありました。全国から、11年ぶりにといいますか、思い出すと、震災直後第1回の復興市のときからお世話なった方々が、しっかりと対策をした上で御来町いただいて、非常にぎわったと思います。

ああいうことがあっても、感染者、町内では出でていない。その辺りもワクチンの効果というのはあるのかなと思うんですが、このワクチンの有効期限というのもあると思うんですけども、これはどのようになっているか、お伺いしたいと思います。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ワクチンそのものの有効期限ということでよろしいでしょうか。その種類といいますか、ファイザー社製とかモデルナ社製でも異なりますが、1年間はディープフリーザーのほうで保管というようなことではあります、当町に届くまでの期間といふもありますて、例えば期間の短いものが納品されることもありますし、例えば前回の3回目で使用したものが残ったといいますか、有効期限の残っているものがまた4回目に使用してくださいというような指示が出ることがありますので、具体的にそのワクチンの有効期限がどれくらいというのはちょっとお答えはできません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） ワクチン全体としては延長されたりしているんですよね。もともと6か月の有効期限だというものが、薬事法の手続にのっとって9か月から12か月に延びていったりと、そういう話もあります。

でも、このワクチンなんですけども、先ほど、どこまで、何回繰り返して打っていくことでその重症化を防ぐ効果が長い間得られるかということを考えていったときに、いずれ、仮定の話には答えられないとおっしゃるかもしれません、希望者が自費で、要は今国でやっていますけれども、インフルエンザワクチンと一緒にですね、打ちたいという方が自分でお金を払って打つという時代というか、タイミングも来るのかなというふうに思うんですけども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初、ワクチン接種とともに、いわゆる飲み薬の完成というのが、ある意味収束に向かうという一つの手段だろうというふうなことが言われておりましたが、御承知だと思いますように、まだ飲み薬が変異株等に含めてどのように効能があるのかということがなかなか認められないということで、厚労省のほうでも承認をしていないということがあります。

今のお話の中で、多分、いずれ早晚こういう議論も出てくると思うんですが、数か月前の全国知事会で、宮城県の村井知事のほうから、今の新型コロナについては2類から5類に下げるべきじゃないかという提言をされております。それはまさしく何かと言いますと、今後藤議員がおっしゃったように、自分で打ちたいという方は自費で打っていただくということ、そういうことのほうに転換をしていかなければいけないんじゃないのかということの提言をされているわけです。

そこの中で反対する方もやっぱりいらっしゃるんです。今まで国のお金で接種をしてきたのに、今度は自費で接種をするということになると、これはなかなか御本人もお金のかかる話ですから、今度はいわゆる重症化を想定される方々が接種を控えてしまうという、そういう懸念もあるということで、これも意見としては割れているという状況ですが、いずれそういう方向になっていくのではないのかなというふうな思いは、私個人としてはしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町議会ですので、町政、町長、行政機関の執行権の範囲にある質問を

すべきだと思うんですが、ただやっぱり、その一方で町民が広く関心を持って注目していることでもありますので、もう1件だけ、少しその範囲外かもしれませんがお伺いしたいのは、いずれ自費で打つ可能性もあるかもしれないよねと今言及していただきましたので、じゃ、その1回打つのに幾らぐらいかかるのかというのって分かったりしますか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 分かりません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 少し範囲の中に戻させていただいて、今ワクチン接種にかかる様々な事務経費含め、ワクチンそのものも含めて、全額国費で賄っているという状況だと思うんですが、これが今まで、先ほど接種開始が令和3年の4月からというお話だったと思いますが、それ以来、大体そのワクチンを接種するのにどれぐらいの費用が、お金が動いたんだろうかということは、今現在分かるものでしょうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本は、ワクチン接種にどれぐらいかかっているかというのは、国でまずもってどれぐらいの金額で仕入れをしたかということがまずつかめなければいけないと。我々とすれば、分かるのは、一つにはワクチンを接種するのにお1人当たりお幾ら先生にお支払いをしたか。それから、いわゆる申込みのためのコールセンターの開設の費用がどれぐらいかかっているのか。それから、併せて、会場整理等を含めてそういうたった人的な支援をとか、応援をしていただく方々にどれぐらいのお支払いをしたのかという、そういう町としての金額的にはつかめるというふうに思いますので。ここは分かる。ということで、保健福祉課長に答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 総額の概算という形になろうかと思いますが、令和2年度につきましては700万円ほどになっております。令和3年度においては約1億5,290万円の執行額となっております。3回目の部分で繰越しが3,000万円ほどで、今年度に延長しております。あと、今回また補正をさせていただいて、4回目ということで補正予算を組ませていただけております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 質問としては下世話といいますか、お金が幾らかかるんだという話よりも、人の命を守る話なのにお金の話がというのはあるかもしれません、ただ、現状を見

れば、まだつかみ切れないと思いますよね、今後も続いていくことだとは思うんですが、いずれこれが、例えば10年後、20年後みたいな、まさにそのコロナというものが例えば終息したり、また新たな疫病がみたいな、時代が変わってきた際には、今回そういった対策をするのにどういった人の力が動いて、事業としてどういう動き方があったのか、それについて、例えばいざれ振り返って検証したりするときに、データとしてはかなり重要なものにもなるのかなというふうに思いますので、今はそれどころじゃないというのがそうだと思いますが、復興事業が11年たって振り返りの時期が来たことと同じように、いざれかのタイミングでは、そういうしたものもまとめていくということが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、お伺いしたという側面があります。

今ちょっと触れましたが、お金の話もそうですが、人の力、これは大変大きく、お手伝い、力が結集されたものだと思います。1点目の最後といたしまして、職員の皆さん、それから医療機関の皆さん、御負担がかなりあったんじゃないかなと思いますが、皆さんのお体は大丈夫でしょうか、その職員の皆さんのお体は、これについてもどういう状況だったのかは一度聞いてみたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 具体には課長のほうから答弁させますが、通常、病院の先生方にとっては通常の業務を行いながら、そして時間を持って接種作業に当たっていただくと、看護師さんも同様の状況です。それから、保健福祉課の職員も、とにかく会場設営をしたりとか誘導したりとか、様々なことをしていただきましたので、大変、私も一回聞いたことがあります、へろへろ状態だというぐらいに皆さんお疲れだったんです。それほどワクチン接種、これだけの多人数の方々を接種をするということは、非常に至難の業だったなというふうに思っております。

ただ、一つここでお話をさせていただきたいのは、当町については開業医の先生が少ないんですよ。したがって、登米市のほうは開業医の先生が非常に多いということで接種が早かつたんですね。そういう観点で、ちょっと昔うちの病院でお勤めになって、その後開業した先生が今登米市にいるんですが、それを私ちょっとお話ししさせていただいたら、私じや手伝うわと言って何回も手伝っていただいたりとか、そういうことで何とか乗り越えてきたということがございますので、本当に皆さん、医療関係の皆さん方にとって、あるいは保健福祉担当の職員には大変な御苦労をかけたなというふうに思います。

もっと具体的な話については、あと課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほど町長が申し上げたとおり、私もついへろへろ状態ですということをお話しさせていただいたときがあります。かなり業務量が増大しているということは間違ひありません。

やはり、後半は前半の反省を踏まえながら、南三陸病院の事務職員の兼務であったり、それからあとは地域包括支援センターの保健師を兼務発令したりということで、職員もですが、とにかくチームで、みんなで一丸となって進めていきましょうという形で現在も進めているところです。

先ほど町長も話しましたとおり、やはり病院の先生方、通常の診療、それからあとは入院患者さんのいろいろな治療であったり、その間にＰＣＲの検査であったりということで、病院の先生それから開業医の先生方、もうかなり御負担ということは間違ひはないと思います。

ただ、やはり町民の命を守るために我々チームで頑張っているというような気持ちで進んでいますので、何とか負担を軽減しながらみんなで協力し合いながら進めているというようなことです。あとは町民の皆さんにも、非常に御負担をかけながらも御協力をいただいているかなというように日頃感じているところであります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） この場をお借りしまして、改めて、今回のワクチン接種も含めまして、コロナの感染拡大に關しまして、尽力いただいている皆さんに感謝を申し上げたいなというふうに思う次第であります。

2点目ですね。現在の接種率と今後の見通しはということで質問通告させていただきましたが、おととい行政報告に丸々データが載っていましたので、あんまり聞くことがなくなっちゃったんですけども、大体その9割、8割、7割、お子さんへの接種はまだ接種率低いですけども、3回目は大体そういう数字だということを先ほど伺いました。1回目、2回目、2回目までの接種を終わった方というのは大体町内の接種率何%ぐらいになるのか、お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 18歳以上で2回目接種済み者が92.7%となっております。やはり65歳以上は非常に接種率が高く、1回目接種率が95.2%、それから2回目接種が94.8%となっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 分かりました。これは後々というか4点目あたりでちらっとまた触れたいと思います。

せっかく教育長にも答弁いただきましたので、学校関係のお話も少しだけ触れていいたいと思うんですが、子供への接種、先ほど5歳から11歳までは、これ1回目ですよね。3回目じゃなくて初回の接種が42%ということだったと思います。

それに関して、現場でそのお子さんと触れ合っている教育委員会教育長として、お子さんに対する接種はやっぱり保護者の皆さん、親御さんがいろいろ情報を集めたり、どのようにしようかという、打つか打たないかみたいなところも含めて決定していく部分があると思いますので、その保護者の皆さんのお反応というのをどのように捉えておられますか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 接種率というか、学校そのものでは、どの子が接種しているかというのを把握はしていないんですが、ただ、副反応というか、熱が出た場合には、ワクチンの接種の有無にかかわらずお休みができるというか出席停止ということになるので、学校のほうに熱が出ましたというような報告などのときに、保護者の方々などは「昨日ワクチン打ったからね」みたいな感じでお話をされる場合が多いんですが、手応え的には、やはり学校のほうでもそれほど多くは接種はしていないように感じていると。ただ、接種をお子様は、大分、次の日は熱が出たり、一日二日かかるというような手応えを持っております。学校のほうでは、接種をした、接種をしないにかかわらず同じようにコロナ対策を取っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 教育長の範疇かどうか分かりませんが、児童・生徒、児童のほうですかね、に1回目ということですけども、これ、大人と同じように2回目とか追加接種というのは今後進んでいくんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私が承知しているところでは、1回目を打って、2回目も打ってというところのようでございます。まだ3回目についてはちょっと教育委員会のほうには聞こえてはきていない状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 補足させていただきますが、5歳まで年齢が入ってはおりますが、5歳から11歳で1回目が58.1%で、そして同じく5歳から11歳の2回目が41.9%という

ことで、現在、2回目の接種はほぼ終了しているような状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

4点目を含めて、接種を希望しない人というのがいるという、そういう例えは御家庭であればお子さんに対してもどうしようかという悩み、その他あると思うんですね。

教育の現場では、学校においては、どの子は打ってどの子が打っていないとか、そういう話はそもそも詮索もしないし、すべきでもないし、情報として知らないというか、あえて積極的に関与しないということのようですが、例えばPTAの活動であったり、保護者の皆さんと触れ合うような機会において、コロナもしくはそのコロナのワクチンというものに関して親御さんがどういうふうな感情を持っているかということについては、何かお聞きになったこととかはありませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中学校の場合は随分ワクチンを接種しているというか、3回目まで行ったりしているんですが、やっぱり小学校というか、その5歳から12歳については、手応え的にワクチンについては親御さんのほうは余り積極的ではなく、心配されているという状況のようで、そういう意味合いからすると、小学校での様々な活動だとかPTA行事の活動なども、小学校の子供たちはワクチン接種も少ないからちょっと控えましょうというような声が上がっているということは事実でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

一番最初に申し上げましたが、そのワクチン接種そのものに反対だとかそういう話でもないですし、医学的見地から議論したわけでもないので、ただ、いろんな声が聞こえてくるということは共通認識として持っている必要があるかなということで、今お伺いしたところあります。

2点目、最後、コールセンターがありました。ワクチン接種に関してですね。たしか業務が終了したんじゃないかなと思うんですが、今後、そのワクチンに関しての取扱い事務はどの辺りで所掌するんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 一旦終了させていただいておりまして、窓口は保健福祉課の健康増進係になっております。また、4回目に向けましてまたコールセンター開設というよう

な予定になっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは3つ目に移っていきたいと思います。重い副反応が出た場合、今お子様の家庭のことについても触れましたが、やっぱり熱が出たりということを心配するところ、ここに対してどう対応するかということは結構重要なかなと思います。

現在の対応のためにはどんな体制がということは、先ほどお伺いしました1件目で、壇上からの質問でお伺いした際に、県に、すみません、聞き漏らしたかもしれない、副反応相談センターというんですか、があったり、基本的にはやっぱりその専門家であるお医者さんにつなぐということをするんだと、万が一そういった重い症状が出た場合は救済制度もあるよというような御紹介をいただきました。

この副反応については、例えば、打った人の中でどれぐらいその副反応が出ているよという割合であったり、問合せの件数であったり、こういったものを数字としては捉えていたりするものでしょうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 副反応の症状には、発熱であったり接種部位の痛みであったり、その方によっていろいろな症状がございます。発熱が軽症とも話していいかどうかあれなんですが、発熱の方が非常に多く、件数としてはこちらでは把握はしておりません。

ただ、発熱が、かなり高熱が何日も続くとかそういう方については、こちらで記録として経過観察をしなければならないなというふうな判断基準の下に記録をしていた方については、現在25名です。あと、ほかには電話相談が結構頻繁には多かったんですが、頭が痛いとか、あとは発熱しているんですけどもどうしたらいいでしょうというときは、そのときには対処方法を保健師が指導してということで、必要な方についてはまた後日お電話をさせていただきながら確認をさせていただいておりました。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 特にやっぱり1回目、2回目はそうでもなかつたけれども3回目はちょっと大変だったというような声を、イメージとしては聞くことが多いなと思うんですけども、これ、重い症状が出た場合とかは南三陸病院での対応というのは可能なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 御質問のありました、重い副反応が出た場合の南三陸病院の対応につきまして答弁させていただきたいと思います。

新型コロナワクチン接種の副反応を含む急病対応でございますが、南三陸病院は、宮城県より救急病院等を定める省令に基づく医療機関に認定されております。通常の診療時間内での救急対応は当然ながらでございますが、診療時間外におきましても、救急体制として常時医師及び看護師等が対応できる人員配置をしておるところでございます。

しかしながら、急患の方々それぞれの病状によっては、脳血管疾患や心疾患等のより専門性の高い診療を要する場合もございますので、まずは電話により、看護師が病状等を聞き取りさせていただいた上で、診察及び転院、転送等を含む治療方針等について、担当医師が判断の上急患対応しておるところでございます。

また、同じ時間帯に複数の急患等が重複することもございますので、休日や時間外等に受診される場合には電話にて御一報いただければ円滑な診療につながると思思いますので、御協力いただければありがたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 県の副反応相談センター等も専門の方がいらっしゃるんだと思しますが、やっぱり地域にある病院に、人情としてというか、そこで打ったわけですしね、そもそも、連絡するというのは自然な反応というか、当然のことかなと。それに対して、時間外であっても対応しますよというような今お話をいただきました。

ただ一方で、私は直接お伺いしたんですが、日付とかも個人の名前は当然伏せさせていただきますけども、大変重い副反応が出て南三陸病院に連絡したのだが取り合ってもらえず、救急搬送をしたんだというようなお話を聞くことがありました。

ただ、今のお話とちょっと矛盾するといいますか、ぜひ相談をしてくださいというようなお話をでしたが、その方がおっしゃるにはちょっと見てもらえなかつたんだというようなことがあつたように聞きました。その辺り、どのように考えますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 当日の対応でございますが、少なくとも、患者の病状等を確認させていただいた上で、看護師と医師の判断を仰ぐという手順になっておりますので、そういう病状等をお伺いしているところでも、意思の疎通がうまくいかなかつたのかなという部分は考えられますので、今後そのようなことがないように、対応につきましては十分に留意してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 先ほど、前段というか、1点目、2点目のときに、医療従事者の皆さ

ん、それから事務局の皆さん、保健福祉課の職員の皆さん、大変感謝申し上げますと言ったところでもありますので、やっぱりいざというとき命を守る最後のとりでという部分があると思いますので、その事例一つを取ってどうだということではないと思うんですが、今後もワクチン接種を進めていくわけですよね、4回目もやりますので。そのときにも、ちゃんとサポート体制が整っていますよと、それに向けて努力していますよというお声は聞かないと、やっぱり町民も不安になってしまいますので、その重い副反応が出た場合の体制整備、今以上にもう一度、例えばうちの病院で診られないということがあっても、例えばよその病院に連絡するとか、ここに行ってくださいとか、そういった次善の策をお伝えするということはできるかなというふうに思いますので、そのサポートの体制整備、打った後のケア、これについてしっかり体制を整えていっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） その辺の体制につきましては、まずは当直の医師の判断ということになってまいりますので、どうしても、症状等をお聞きした上で、症状に応じて、またその疾患等に応じて、その判断を適切に行わせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

4点目と5点目は、先ほど町長の答弁で大体のところは理解したところでありますので、少しづつ聞いていきたいと思うんですが、先ほど2点目でお伺いしたとき、接種率、1回目と2回目が大体92.7%ですから、相当な高い接種率だなというふうに思うんですが、うがった逆の見方をすれば、7%は打っていないよねって話で、そういった方がやはり、先ほど最初の説明にもありましたが、打った後の、副反応でお話もさせていただきましたが、そのリスクと自分のお考えと天秤にかけて、打たないという選択を主張する人もいるんだろうと思います。

それに対しては、自ら決めることであるので、なるべく打ってくださいというふうにはお伝えはするけれども強制するものではない、そういった方に対して差別的であったり、偏見を助長するようなことはよくないよねというようなお話をいただきました。

と言いつつ、一応聞いておきたいなと思ったんですが、そう思っていた方もやっぱり打ちたいとなることもあると思うんですよ。そのときに、どこにどう相談して打つたらいいのかということだけは確認しておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ひとつ、そういうときは御遠慮なく保健福祉課のほうに連絡いただければ、接種の段取りを取らせていただくということです。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。

最後、5点目、今のお話も含めてですけども、ワクチンをもっと打ちたい人というのがいるのかどうか分かりませんが、ワクチン接種に関して言えば、1回打つのが幾らですかと聞いたら分かりませんとお話したので、勝手に打つというか、個別でお金払って打つということはしばらくないんだろうなと思うんですが、PCR検査と、抗原定性検査というんですか、そういったものは、今、5月末で終わるはずだった制度が6月末まで延長になって、無症状の、けれども何かうつっているかもしれない、心配だから調べてほしいという方は、無料で検査できる場所が宮城県が設置指定してある数十か所、近隣市だと7か所あるというようなお話をしました。町内にはないということでいいんですよね。町内にはありません。

そこに関してはどのように申し込んだらいいのか、そこだけ一つ確認しておきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 登米市さんのはうでは5か所、気仙沼市さんで2か所ということになっておりまして、お電話で必ず事前の予約をしていただくのが確実だと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 最後もう一つだけ、費用の話だけ、もうちょっとだけ聞かせていただきたいんですけども、そのPCR検査または抗原検査、こちらから受けに行く場合は、今無料の期間ですから受ける人が払うことはないんですけども、そもそもその検査自体には、PCR検査、PCR検査ってすごい聞くんですけども、あれ1回やるのに一体どれぐらいのお金がかかるんだろうというのを単純に疑問に思ったことがあります。それ、もし御存じでしたらお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） PCR検査につきましては、現在、保健所さんから濃厚接触者ですというふうに言われて医療機関等で検査する場合は無料となっております。あと、抗原検査等につきましては、病院さん等では5,000円ちょっとぐらいですかね、5,000円ぐらいというふうにお話を伺っております。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 今、南三陸病院では無症状の方の抗原検査及びP C R検査等については一切行っておりません。無症状の方に関しましては、そのような形で無料のところを御利用していただくことになっております。また抗原検査につきましては、調剤薬局等でも、今は保険認可されて自分で自己検査できるようなセットが売っております。値段につきましてちょっとはつきりしませんが、売っておりますので、自己検査という形で抗原検査については推奨しております。

なお、当院でもし仮に行う場合には、抗原検査で5,000円程度の費用がかかりますが、今、通常の、一般の患者さんの中にそのような方が多数来院されても対応できかねるということです、基本的には対応していないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） お金の話を聞いたのは、どうしても知りたい情報というわけではなくて、町民の皆さんの中にも、そういったP C R検査という言葉は耳にしますけども、実際受けたことある人ってそんなにいないと思うんですよね。いずれ、ワクチンではなくウィズコロナだと、そういった検査も含めて自分で自分の身を守る時代が来るかもしれないという場合には、一応参考程度に聞いておきたかったなということですので、詳細につきましてはまた後で個人的にも調べてみたいと思いますし、お伺いに行く場合もあるかもしれませんので、その際は御協力いただければと思います。

以上で、1件目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、引き続き2件目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

空いている土地の利活用はということで、空いている土地と言われてもというところもあると思うんですが、少しお話しさせていただきたいと思います。

震災後、町の様相というのが非常に一変いたしました。低地部に人は住まず、新しい土地活用の方法がその低地部では模索されてまいりました。ただ、今まで町の1等地だった場所、町の低地部、中心市街地というのは、やはり空き地が目立つなあというのが率直な感想であります。

どうかこの町が大好きだったあの日のように、活気と人々の笑顔であふれる町になりますようにと、そのためには必要な手立てを取らなければならないのではないかというふうに思いますので、まず1つ目、志津川地区の低地部、八幡川左岸側の土地活用策の進捗状況と、今後講じなければならない対策は何か、お伺いします。

また、2点目、志津川地区の低地部、今度は八幡川の右岸側の自然的土地利用の具体策はどういうものがあるのでしょうか。

他方、無理な開発によって、山間部を開発して土砂災害等を誘発するようなことがあってはならないなというふうな観点から、3点目、山間部で森林を切り開き、例えばですが、太陽光発電事業を行うような場合もあるというふうに思います、民間同士のやりとりであっても、町はそれに対してノータッチでよいのでしょうかと。

以上をお伺いしてみたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目の御質問です。空いている土地の利活用ということについてお答えをさせていただきますが、八幡川左岸側の状況ですが、約60ヘクタールの土地を整備をいたしました。公園、道路等公共用地を除き、商業エリア、工業エリア、水産関係エリアとして利用可能な土地が約28.7ヘクタールございます。そのうち7割に当たる約20ヘクタールの土地が活用済み及び活用意向ありの土地となっております。国道沿いにはさんざん商店街やアップルタウンなどが立地しておりますが、他の空き区画については、引き続き企業誘致や創業支援等を積極的に行いつつ、復興事業完遂を見据えた、新たに企業側を中心としたニーズ調査を行い、なりわいづくりにつながる施策を展開してまいりたいと考えております。

右岸側については、八幡川西側エリア集約まちづくり整備基本設計において、震災復興祈念公園北側エリアは公園へのアクセス道路となっておりますので、公園と調和した景観形成の場、利用者の憩いの場として、花を中心とした緑地広場として利用を図り、国道45号西側エリアは、緑地広場として、植え替えなどを必要とせず、水やりや剪定等、手間の少ない高木、低木、地被植物を中心に整備して、年間を通して緑豊かな景観を創出するエリアとし、国道45号南側エリアは、郷土景観を構成するクロマツの松林とする基本方針となっております。

続いて、御質問の3点目になりますが、山間部での太陽光発電事業に係る町の関わりについてお答えをいたしますが、太陽光発電事業の実施に伴い、地域森林計画の対象となる民有林を伐採する際には、伐採する面積によって手續は異なりますが、森林法の規定に基づく手續が必要となり、町が関与することになります。

具体には、面積が1ヘクタール以下の場合は、町に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する必要があり、伐採後の用途が森林以外である場合は、その用途の確認や必要な指導などを行っております。また、1ヘクタールを超える場合は、都道府県知事の許可を受ける必要が

あり、都道府県知事は、当該許可に当たり森林審議会及び関係市町村の意見を聴かなければならぬと定められておりますので、当町には、林地開発に係る意見書の提出が求められることとなります。いずれにしましても、町は事務手続上関与をするということになります。

議員御指摘の太陽光発電事業につきましては、再生可能エネルギーとして注目されておりますが、一方では、大規模な森林伐採による土砂災害の発生や景観への影響が懸念をされますので、今後、太陽光発電事業に係る届出等があった場合には、災害対策や近隣地権者、地域住民への事前説明の実施について指導を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 主に低地部と山間部と分けて、2点といいますか、伺っていきたいと思っております。

まず1つ目は八幡川左岸側が中心なんですが、活用可能なうちの7割は決まっていますというお話で、残り3割をどうしようかということだと思うんですが、毎日通りますし、いつも見て、あの辺りで生活している者としては、なかなか進んでいるなとは思えない。売りますとかそういう看板が出ていたりとか。

それ自体が悪いかと言われるとまた別なんですけれども、以前町長、町の復興を考えていくときに、低地部を見て、ここがベンベン草が生えているようだったら俺たちは何だなというふうな話をしたというようなお話も聞いたことがあります。見ていると、どうもやっぱりなかなか積極的に使われているようにはちょっと見えづらいなというところがあります。

企業誘致等も引き続き検討していくというお話でしたが、これまでの活用策をそのまま続けていくだけではなかなか難しいのではと思いますが、新しく考えていること等ありましたらお聞かせいただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

先ほど、数字的なものもございまして、土地区画の60ヘクタールのうち30ぐらいは道路とか公園とか必要な面積ということで、残りの30ヘクタールは活用していくということになります。そのうち、当初意向の確認、あと現在利用されているところ等も含めますと、約20ヘクタールぐらいが使われているので7割という計算になります。その残り3割ということになりますが、そうすると大体単純に引き算をしますと8ヘクタールぐらいということになるんですね。このうち町が公募をかけている面積というのが約5ヘクタールぐらいということになりますので、残り3ヘクタールぐらいは民間の皆様がお持ちになっている土地という、数字

上のお話になるということでございます。

一方、その20ヘクタールについての意向というのは、確かに、震災から10年たちまして、当初の意向を確認したところからの再度の確認というところまではなかなか至ってないという状況でございまして、多分その現状が、今御覧いただいて確認できている状況だろうというふうに思います。

一方で、震災からの復興に当たりまして、御本人の復興も成し遂げないといけない中で新たに投資をしていくというのもなかなか難しい。さらに、近隣にどういったものが出来上がっていくのかというのもなかなか把握できないと、規模感ですとか、どういったものを維持活用するかとかいうところがなかなか把握できない方もいらっしゃるのかもしれませんと。

さらに言いますと、何度も御説明させていただいていると思いますが、町有地と民有地が混在するということで、一帯というか一円というか、一段という土地の利活用もなかなか厳しいエリアにもなっているという事実もございます。

今考えていることなんですが、先ほど言いましたように当初の意向から大分時間がたつていましたので、改めてその辺の意向調査を確認しながら、この土地を活用していくために、例えば制度的な側面でどういったものが必要なのか、あるいは町が投資を促していくために必要な道筋となるような、例えばビジョンとか指針とかそういうものを、必要性をちょっと見いだしていくような調査事業に取り組みたいということを今復興庁さんと協議をさせていただいておりますので、今後、そういうものをちょっと事業化しながら、土地の利活用については検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。そうですね、数字上はと今課長がおっしゃるってことは、その数字と実態はちょっと違うかもなというのを御承知の上だということだと思いますので、そこに関して新たなといいますか、何かやっぱり施策を打っていく必要はあると思いますので、一緒に考えていけたらなというふうに思います。

上の山には保育所がありましたが、解体して駐車場になって、あの一円がきれいに整備されて、この間も草刈りまでちゃんとしてあって、非常に町民の皆さん、あの辺りにお住まいの方なんかは憩いの場でもあり、外から訪れた方も、上の駐車場を上がってくと、ここにこんな公園があるんだという新たな魅力、神社なんかもありますのでね、そういう魅力の発見にもなっているのかなと思いまして、ああいったところが整備完了したことというのが非常にナイスなことだなというふうに思っているんですが。

あの辺りも含めまして、一帯を海辺の広場、それからしおさい通り等を含めて一体的に活用していこうというので、国であるとか、そういったところに働きかけて支援をいただくという段取りのところまでこぎ着けたというところは聞いております。ただ、なかなかいつ何ができるのかというのが見えてこないなというところが心配になりますので、今後のスケジュール、特にそのしおさい通りであるとか海辺の広場の辺りのことについてお伺いしたいと思いますが、どのような進捗状況でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 海辺の広場のほうに関しましては、今設計をやつておりますので、そちらが完了しましたら整備予算を今後上げさせていただきまして、一応計画上は令和5年度までに整備することになってございます。令和5年度に整備ということなんですけども、前半のほうで終わらないと効果検証とかというのができませんので、可能な限り令和5年度の前半のほうに整備させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町の一般財源で低地部全体を開発していくみたいなことは、非常に現実に不可能だと思うんですね。なので、そういった様々な補助であるとか助成であるとかを活用しながら、なるべく有効な財源を充てて町民の生活、福祉の向上を図っていく、または町のにぎわいを取り戻していくと。

人がいるわけですよ、復興市100回、あれだけの大きなにぎわいを、花火を打ち上げられる人材はいるんだと思うんです。それを、やっぱりハード的な部分、それからソフト的な部分も含めて制度としてバックアップをぜひしていっていただきたい。そのために、そういう場を整備していくことが必須のものだと思っております。

ただ、そういった外からの補助であるとか、こちらから申請してお金をいただいて、それを事業費に充てるということになると、制度上様々難しいものがあると思うんですね。それを今後ちゃんと進めていけるのかどうかというところには一抹の不安が残っております。

今お答えいただいた調整監、いなくなるんだよね、6月で。そんな点も含めて、個人的な話をしてもしようがないんですけども、令和5年度までかかるということですから、きっとその別な方が担当するんでしょうし、別な方というか人というよりそのチームとして、企画課、町全体としてそこに対して取り組んでいくんだろうと思いますが、減速することのないよう進めていける体制をちゃんと取っていただきたいというふうに思っておりますが、その辺り体制整備、しっかり整っているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） その人事的な面も含めてなんですが、全体として、対応する人間というのは限られてまいりますので、そこは今お話をあったとおり、企画課チームとしてしっかり取り組んでいくということでございますし、復興の中で、今志津川市街地の話になるんですけども、やはりにぎわいの中心をきちんとつくっていくことによって、それを町内に波及的に広げていくという役割も当然担ってくると思いますので、こここの事業はしっかりとやっぱり取り組んで完成させる必要があるというふうに思っていますので、期限もあることですので、そこはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 少し離れた場所、少し離れたというかその海辺の広場、しおさい通りの海を望む景観の延長線上にさんさん商店街があって、震災伝承館ができる、そこ一帯として道の駅とするということですから、そこに伝承館が完成すればまた人の流れというのが変わってくると思いますので、そこも含めて、その機会を逃さずに、人が来ているうちに、あっちにも何かにぎわいがあるな、あっちにも何かすごい有効な、面白い町の取組があるんだなということを知らしめるチャンスでもあると思いますので、そこをぜひ活用していっていただきたいなというふうに思っております。

2点目ですね、八幡川右岸の自然的土地利用の具体策ということなんですが。そもそも自然的土地利用という言葉があんまり聞かないというか、どういうことなのというのはずっと疑問であったんですが、でも、どの本にも、どの書類にもそう書いてありますので、そうなるんだろうとずっと思ってきていたんですが、構想はあるということですね。北公園、震災復興祈念公園の北側、西側、南側、それぞれこういうふうにしていきたいという計画はあるということのようです。

これ、いつ着手するといいますか、今後、財源も含めて事業化していくものとして今お話をいただいたのかなと思うんですが、11年たってなかなか見栄えとしては変わっておりませんので、この点についてもどういうスケジュールなのか伺いたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 全体的には、今のお話ありましたとおり自然的土地利用ということです、基本ですと花の植栽や、緑の植栽、低木等々の植栽を中心に、自然的な利用に帰するような土地にしていくということなんです。

残念ながら、こちら少しトーンダウンするような内容になるかもしれないんですが、現時点ではいつまでの時期に全ての整備をするというような計画というか、内容まではちょっと持ち合わせていないという状況でございます。その整備手法も含めて検討しながら、可能な限り進めていくというのが現状ということで御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 公園の外のエリアも含まれているんですが、宮城先生にデザインしていただいた祈念公園ですが、テーマが4つあったと思います。追悼、継承、感謝、それを協働でつくり上げていく。ともに働くのほうの協働で。

その協働の観点というのは非常に重要だと思うんですね。自然的土地利用というと、例えば花を植える、松を植える、木を植える。夏になれば、今ちょうどこの時期ですけども、草がいっぱい生えてきて、道路に支障木なんていう話もありましたけれども、そのままほったらかしにしておいたら見栄え的にもよろしくない。そこに対してはやっぱり手を入れる必要が出てくると思うんですね。そこにこそまさに協働でやっていかなければいけないと思うんですよ。建設課の職員が草刈り機でもって全てのあのところ全部刈れるのかと言われたら、ちょっと無理があるよねと思うんです。

ただ、前に、公園の管理に関しては町長の思いがあって、職員自らやっぱりその先輩が、その祈念公園のテーマで言えば、追悼まさに継承という部分だと思いますが、自分でしっかりと守っていこうという思いはとても大切だと思うんですが、そこも含めて町民の皆さんを巻き込んでいくことが必要だと思います。

副町長もこの間いらっしゃいましたが、祈念公園の中の話ですが、草刈り作業をボランティアの方々でみんなでやっていただきました。伊藤議員もいらっしゃいました。次は6月17日です。

そういう動きですね、自分たちの住んでいる場所の公園は、自分たちで手を入れて守っていこうよという動きが民間のほうから上がってきてているわけで、今、その自然的土地利用をする場所、スケジュールは立っていないと、その手法も含めて検討していかなければいけないという場合に、そういうところとしっかりと連携していくということもかなり重要なんじゃないかなと思いますので、そのお考え。どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 社会福祉協議会の皆さん方に音頭を取っていただきまして、昨年から祈念公園の除草作業とかやっていただいております。大変、今年も2回をまずもって今月はや

るということですので、先日は、今後藤議員お話しのように副町長がお邪魔して、17日の日には私がお邪魔させていただくということにしておりますので、町民の皆さんのが主体的にそういう公園の整備を汗を流してやっていただけるということは大変ありがたいことだと思っていますので、我々もしっかりとその辺の皆様方のバックアップは当然しますし、それから、町としても、建設課だけでは実はないんです。建設課だけではなくて、それぞれの担当課が、日にちを決めて、エリアを決めて、いわゆる雑草取りとかということの作業をやっておりまますので、今年もまた去年同様に草取りをやることにしておりますので、町だけでなくて、町民の皆さんを巻き込むのは、社協の皆さんにやっていただいておりますから、そういう輪をもっと広げていくことが必要だというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 本来というか、この議場でお話しするかどうかちょっと迷ったんですけども、今お話の中で町長も除草の作業にいらっしゃるということですから、草刈り機、全部自前で皆さん持ってくるんですよ。燃料代は自分で払わなきゃいけないんですね。燃料代ぐらい何とかならないのかなと思うんですけども、何とかなりませんかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変失礼いたしました。その辺は最低限のことはしっかりとやらせていただきたいというふうに。

燃料代とか、例えばお茶の1本ぐらいとか、そういうことは行政としても支援の在り方として当然だというふうに思いますので、あまり民間の方々に御負担だけかけるというのは大変心苦しいところがありますので、その辺は我々としても対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 少し、八幡川右岸ということですので、別なエリアについてもちょっと何点か、ここは今後どうなるんですかという話を何点か聞きたいと思います。

南から行きましょうか。一番南は、防潮堤がセットバックして干潟がある部分があります。松原公園があった場所ですね。もちろん防潮堤があってその外側にあるんですけども、乗り越える階段はあるんですが、国道45号とかから降りていって干潟に行く道路が見当たらぬんですね。分かりますかね。干潟があって、手で説明しても分からぬですね。防潮堤の外側に干潟があって、防潮堤を乗り越えるための、防潮堤に階段はついているんだけれども、その階段にたどり着くまでの道がないよねというお話ですね。その辺りどういうふうに、あ

そこ、南側のエリアを整理する予定なのでしょうか。

最近あそこを通ると、舗装されていない、道路のような砂利敷きの何か道のようなものが見えるんですけども、何かどういう、あんまり見たことないんですけども、ああいう道路は。どういう状況なのかお話を伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは1点目ですね、防潮堤を越えて、小松原干潟と言ってよろしいんでしょうか、今干潟に行く通路ということでございますが、今整備しております駐車場から道路の南側に、2点目の御質問と同じように、碎石敷ではございますが、防潮堤の根元のところまで行けるようにはなってございます。

ただ、一点、そこから防潮堤のすぐ根元のところまで上がるのに、ちょっとのりになったままというのが実情でございまして、健常者の方が上がるには支障はないかなとは思うんですが、一定程度何らかの手法がちょっとまだ必要なかなと。あと、復旧になりますと今度は県との協議等々ということも必要になってくる場合がございますので、ちょっと検討をさせていただければと思ってございます。

それと、あとは45号線から町道汐見線降りまして、碎石敷きになっている道路みたいなものということでございますが、やはり45号線の南側のほうにも民地が介在してございます。ということで、その民地の方々が土地に行くために、何だ、道もないじゃないかというわけにはまいりませんので、舗装まではちょっと事業の手続上できませんでしたが、碎石を敷いて、各所有者さんが自分の土地に行けるように整備をさせていただいたというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 南側のところは分かりました。何でもかんでも道路整備しろという話ではないので、高校生とか、自然観察部の皆さんとか、または、やっぱり潮が引くとあそこ汽水域ができて、生き物もいるし、昔の、震災前にあった堤防が完全になぎ倒されていますが、それが間近に見られる。震災遺構と言っても私は過言ではないというか、差し支えないと思っているんですが、そういった、あの日起こったことをそのまま伝えている場所ではあるので、アクセスしやすくなるといいなというふうには考えております。

それと、今度北側に目を移しまして、祈念公園の北側にはせせらぎ公園というのがあります。ありますと言っていいのかありましたと言つたらいいのか。ずっとそのままなんんですけども、未来永劫そのままなんですか、あれは。どういうお考えなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） せせらぎ公園につきましても、本来であれば八幡川の右岸側の整備に合わせてできればよろしかったんですが、財源の性格上ちょっとそこまでできないということで、今、一度ちょっと石を動かして、ちょっと整備してまた置き直したというような状況でございまして、現在どこまで整備をするのかというのはちょっとはつきりは申し上げられませんが、一定程度、石碑であったり、あと石であったり、並べ直して、あと、今現在、過去にせせらぎ公園に植樹をされていた樹種とか、そういうものをちょっと調べてございまして、どのようにしていくかというのにつきまして、先ほどの自然的土地利用と言われるエリアと同様に、庁舎内のほうで、過去にはこういった状況でしたと、じゃどこまでやりましょうかということで、一定程度は整備をしたいなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分とします。

午後2時10分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 残り少しだったので最後まで走り切ろうかと思いましたが、休憩ということで。

もう一つ、この2点目に関してはもう1か所聞きたいところがありまして、せせらぎ公園の同じ並びといいますか、あの辺りに志津川駅があります。旧志津川駅。実はせせらぎ公園もそうなんですが、令和2年の12月定例会議かな、の一般質問、1年半前なんですけども、私したんですよね、同じ質問を。せせらぎ公園をどうするんですかと。旧志津川駅もどうするんですか。せせらぎ公園は一定の整備をしますって話だった。志津川駅も、思い出等もありますから、何かもし、JRさんと言っていいのか、その企業さんの持ち物でしょうから、お借りするのか譲り受けるかして、立入りができるような整備ができたらしいよねというような話をいただいていたんですね。

1年半たって、1年半が長いか短いか分かりませんが、何も変わらないんですね。その辺りどうなっているのかなということで、この機会ですのでぜひ聞いておきたいなというふうに思っていますが、プラットホームの跡だけが残る、トンネルが残っている旧志津川駅の跡地がありますが、どのように今後扱うんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 現在、JR側とお話を詰めさせていただいている状況でございまして、あそこは、あの状況から少し整備をさせていただいて、あそこに立ち入れるような状況までに整備をしたいということで今お話しをさせていただいておって、可能であれば、今年度内にそういう方向で今お話をさせていただいているというところでございました。

実際はもう少し早めに進めたかったんですが、コロナの影響もあって、JRさんも大変だったという時期もあるし、さらにこの春に地震で、新幹線で大分大きな影響が出たということで、若干お話しの機会も延びていたというのも事実でございますが、近く、そういったしつらえで整備するということで話し合いを進めてございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは最後ですね。3点目。太陽光発電等に関する森林開発に対して町はノータッチでいいのかということをお伺いしました。ノータッチではないですよと、町は関与しておりますというようなお答えだったのかなというふうに思います。

1ヘクタール以下であっても以上であっても、以上であればなおさら町を通り越してというか、町よりよりさらに上の県の許可が必要なので、そこに対しても町は意見書という形で手続き上関わっていくんだというお話でした。

ただ、お話の中で、再生可能エネルギーの利用を促進していくということは大切だと思いますし、この先地球が住みよい環境であり続けるためには、太陽光の発電施設というか、発電する場所を増やしていくこと自体は大切なことだとも思うんですが、一方で、我々が、先祖が守ってきた山林を伐採してまで、CO₂を吸収してくれる森を少なくしてまでパネルを置かなきゃいけないのかということには、一定の議論というか、異論もあるんだろうなというふうに思うわけです。

なおかつ台風19号の被害が我々にとっては真新しいのかなと思うんですが、県南の町村では大変な甚大な被害が出て、その遠因に、山林、山あいを、伐採するための作業道を広く入れていたとか、そういうことなんかが原因になって、別に太陽光と名指しで原因だというわけではないんですけども、そういうこともあって、やっぱりそこに対する懸念というのは、その麓に住んでいる皆さんというのはお持ちなのかなというふうに思いますので、今、町として関与はしますというお話でしたが、例えば、ここを開発するのはまかりならんと、ちょっと計画に問題があるんじゃないかというときには、駄目だよというようなことが言えるような制度になっているんでしょうか、今。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御案内のとおり、町の復興計画のリーディングプロジェクトの一つに、エコタウンへの挑戦というのを掲げさせていただいておりました。

それはそれとして、しかしながら、今お話しのように自然をどんどん破壊していいのかということになると、これはやっぱりその辺は冷静に考えなければいけないというふうに思います。

実は、震災から何年かなあ、震災後二、三年たったときに、大規模の太陽光発電のお話が入ってきました。場所は坂の貝崎の頂上付近ということでしたので、明確に私はお断りをさせていただきました。それはなぜかといいますと、我々は、高台移転をして、たくさんの森林を切り開いて造成をして住宅地を造ってきたと。それがまた改めてそういった大規模開発で太陽光設置をするということは、これ以上の森林の伐採は南三陸町としては好ましくないということで、お断りをさせていただいた経緯があります。

以来、町のほうに直接的にそういうお話が来たという経緯はございませんが、いずれそういう森林を伐採を大規模にするということについては、私は懸念を抱いております。これは私だけではなくて、実は県のほうでもこの問題については非常に懸念を示しております。今定例議会の中で条例を策定をするという方向で今動いております。

一つには、災害が発生するような大規模の太陽光発電等の設置については非常に厳しくするということと、それから、併せて地域住民の声を聞くということが大事だと、大事といいますか、それを明記するということですので、こういった条例を改正しているのは県内でも五つ六つぐらいの市町で決めておりますので、当町としてもその方向で考えなければいけないねということで、担当課長のほうにはお話はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 森林開発に関しまして、現状で駄目だと言えるのかというふうな質問でございますが、先ほど答弁にもありましたように、1ヘクタールを超える場合は、町は意見書というふうな形で県への意見書を提出するというところでございます。

問題は、この1ヘクタール以下の場合なんですけれども、町は届出書を提出してもらいますが、その届書には伐採後の用途を明記するというふうなことになっております。再造林するのか、太陽光であれば太陽光設置で、それを締結した場合はどうするのかというふうな部分になると思うんですけれども、ただ、現状では、民民のそういった財産ですので、そこはあくまで町は指導レベルというふうなところにとどまるというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） すみません、環境面からのお話も聞いてみたいんですが、今農林の分野でしたから環境の観点からはどのようにお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） 先ほど町長がお話しした、宮城県の条例改正や条例の制定については、あくまでも調和という観点から、太陽光は進めなきやいけないけれども、土砂災害等のそういった規制区域については厳しくそれをチェックすると。

今、農林水産課長からもありましたように、1ヘクタール未満についてはどう制限を加えるのだろうかという話の中で、発電出力、太陽光の場合は発電出力50キロワット以上の場合は、住民との合意形成であるとか、それから事業計画書の届出が必置だと。これまで努力義務であったものが必置義務になります。

こうした中身の中で、県内の、全国的にもそうなんですけれども、各自治体で条例化する際には、こうした中身の規制策というのがうたってあります。ただ、これは財産権の侵害にも当たりかねない問題ですから、ここは慎重に、細かく住民との合意形成も必要な部分が出てくるのかなというふうなことを考えております。

いずれにしても、全国的に毎年毎年、太陽光パネル以外にも風力であったり、いろいろあるんですけども、トラブルが増加しておりますので、一説によると2018年以降3倍になっていっているというような話もございます。

ですから、ここは、宮城県条例はあるものの、各自治体によって、その市町村によって置かれている立場、状況が違いますので、こういったことを鑑みて、環境審議会とセッションしながら決めていきたいなというふうに考えております。

後藤伸太郎○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） エコタウンのお話も今出ましたけれども、エコタウンへの挑戦をする我が町のエコタウンが実現した将来が、山がなくなっていて、パネルがいっぱい展開している町がエコタウンなのかと言われると、ちょっと極論ですけどね、ちょっと違うのかなと思ったりもしますし、丸森なんかでは開発の禁止区域、それから抑制区域というのが条例で制定して、禁止区域についてはもう駄目ですと。抑制区域については……違うな。そういうことを設定したり、その条例をつくる一歩前として別な条例がある。以前から制定していたものがあるそうで、開発というかその山林について手をつける場合には、町と、民民の話プラス自治体とも事前協議をしましょうと。それと、住民に対しての説明会の開催を義務づける

というようなことを条例で縛ったりしているというお話を伺いました。

なので、宮城県全体として県議会でその条例を制定していくという流れになっているそうなので、ちょっとすみません、私その情報を耳にしておりませんでしたので、ちょっと後でまた検討してみたいと思いますが、それと照らして、それと整合性のとれるような形で、我が町としても、独自条例にするのか、その県の条例に内包される部分であれば新たな条例制定ということではないのかもしれません、災害が起こりづらい町にしていくということは決して見失っていけない観点だろうと思いますので、その条例、それから町の将来像ということに関してもう一度といいますか、先ほど懸念を持っているという表現でしたけれども、規制をかけたり、そういう条例を制定して、しっかりと、説明がない場合にはストップをかけられるような状況にしておく必要もあるのではないかと思いますが、その点に関してどのようにお考えかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 問題はバランスだと思います。基本的に、確かにエコタウンということでのそういう自然エネルギーを得るということも大事であります、しかしながら、先ほどお話があったように、先祖伝来の森林、これを伐採をとにかくしてでも太陽光を設置しなければいけないのかということではないというふうに思いますので、その辺のバランスの考え方というのが非常に大事なんだというふうに思います。

実は、先ほど条例制定の話をしました、丸森の話をしましたけども、川崎もそうなんですよ。あそこも制定しているんですが、川崎は今度は太陽光ではなくて風力発電の問題が出ていまして、関西電力が川崎のほうに来て、高さ180メートルとか何とかと言っていましたけども、そうするとまさしく景観が今度損なわれるということで、川崎の町長も非常に懸念をしているということもございますので、この太陽光だけではなくて、様々な自然エネルギーの開発にはやはり我々も敏感にならなきやいけないなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会することとし、明10日午前10時より本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて散会することとし、明
10日午前10時より本会議を再開することいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時41分 散会